

令和元年第7回(12月)川南町議会定例会会議録

令和元年12月11日(水曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- 7 谷村 裕二 君 (1)町の南海トラフ地震対策について
(2)町職員の人材育成について
- 8 河野 禎明 君 (1)高速パーキングの店
(2)高速4車線化
(3)自治公民館制度
(4)災害対策
- 9 中村 昭人 君 (1)マイナンバーカードについて
(2)町内の太陽光パネルの設置について

日程第2 議案第76号 川南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例を定めるについて

日程第3 議案第77号 川南町総合計画条例の一部改正について

日程第4 議案第78号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について

日程第5 議案第79号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第80号 川南町保育所条例の一部改正について

日程第7 議案第81号 川南町水道事業給水条例の一部改正について

日程第8 議案第82号 川南町公民館条例の廃止について

日程第9 議案第83号 工事請負変更契約締結について

日程第10 議案第84号 工事請負変更契約締結について

日程第11 議案第85号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第86号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第87号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第88号 令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計
補正予算(第1号)

出席議員(13名)

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 河野 禎明 君 | 2番 谷村 裕二 君 |
| 3番 中津 克司 君 | 4番 蓑原 敏朗 君 |
| 5番 徳弘 美津子 君 | 6番 児玉 助壽 君 |
| 7番 竹本 修 君 | 8番 米田 正直 君 |
| 9番 内藤 逸子 君 | 10番 川上 昇 君 |
| 11番 中村 昭人 君 | 12番 福岡 仲次 君 |
| 13番 河野 浩一 君 | |

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|----------------|---------|
| 町長 | 日高 昭彦 君 | 副町長 | 押川 義光 君 |
| 教育長 | 坂本 幹夫 君 | 会計管理者・ 会計課長 | 岩切 拓也 君 |
| 総務課長 | 新倉 好雄 君 | まちづくり課長 | 山本 博 君 |
| 産業推進課長 | 橋口 幹夫 君 | 農地課長 | 三好 益夫 君 |
| 建設課長 | 大山 幸男 君 | 環境水道課長 | 篠原 浩 君 |
| 町民健康課長 | 米田 政彦 君 | 教育課長 | 大塚 祥一 君 |
| 福祉課長 | 三角 博志 君 | 税務課長 | 日高 裕嗣 君 |
| 代表監査委員 | 永 友 靖 君 | | |

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問の通告書が提出されておりますので、10日に引き続き順次発言を許します。

まず、谷村裕二君に発言を許します。

○議員（谷村 裕二君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

まず、本町の南海トラフ地震対策についてです。川南防災会議は、平成27年3月に、地域の防災に関する推進の指針となる川南町地域防災計画を策定しています。今回の台風被害や大雨による災害を私たちは報道で目の当たりにしました。また、皆さんも御存じのとおり、先週は首都直下地震のシミュレーションドラマが放映されました。さらに、そのまとめの放送では、地震災害の時系列での災害拡大予想が説明され、大きな恐怖感と、反面、備えの重要性をつくづく感じました。幸い、川南町の人口密度は低く、都市型の災害は免れると思えますが、地震発生から時間を追って発生する諸問題は川南町にも該当するものでした。また、川南町は標高が高く、一部の地域を除き水害の危険度が低いと予想されますが、風水害については同僚議員の質問にもあり、今回は川南町全域に被害が予想される地震対策について伺います。

2点目に、町職員の人材育成について伺います。現在、民間企業では、来春入社予定の新入職員に資格取得のためのテキストが配付され、資格取得受験の準備を行っている企業もあります。もちろん、民間企業と地方公共団体とではその団体の目指す目的は違いますが、スピーディーで積極的な人材育成の取組には評価するものがあると思ったところです。さて、日高町長も日ごろより人材育成は重要だと言っておられます。町執行部は地域の行政を担い、担当職員一人一人が住民に身近な行政サービスの担い手であります。現在、町は効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけ、時代の変化に対応する人材育成を求められていると思えますが、川南町の人材育成の現状と今後の人材育成の方向性等について伺います。

以上2点、詳細は質問席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） それでは、改めて、おはようございます。谷村議員から、以前の仕事、それから監査委員を通して培われたリスクマネジメント、起こってからではなく未然にどう対処するかという思いの中で質問をいただいた気がいたしております。詳細についてはまたその都度対応をさせていただきたいと思えますが、基本的にこういう地震に対する対策、災害に対する対策は、我々も幾度か経験はしておるんですが、本当に今言われている南海トラフとか、明らかに大きな災害に対しての準備は常にいろんなどころである必要があると考えておりますし、これまで国を初め構造物で災害を防ぐという方向をとってまいりま

した。御承知のとおり、それではもう既に防ぎ切れない事態を何度も目にしておりますし、まずは避難、命、人命が優先であることを踏まえた上でも、まだまだいろんなハード面・ソフト面は両方しっかりと先を見据えた対応を今後もしていく必要があると改めて認識をしたところでございます。

2点目の人材育成について、民間であれ、こういう公的な機関であれ、最終的には人材が大事であるというのはよく言われていることだと思いますし、私もそうだと思っております。大まかな数字だけで言わせていただきますが、職員も自主的な研修を平均1人2回以上という目標を持って、県がする研修、また全国の市町村アカデミーがする研修等に積極的に参加をしてくれていると思います。私が就任当初、延べで120人台だったのが現在は延べで340人ぐらい、3倍近くにはなっているかと思っておりますが、また詳細についてはその都度答弁をさせていただきたいと思っております。

○議員（谷村 裕二君） まず、南海トラフ地震対策についてであります。初めに、本町の今取り組んでいる、過去に取り組んできた具体的な防災事業の取組について伺いたいと思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。防災事業の取組についてであります。まず平成27年3月に地域防災計画を策定しまして、この防災業務に当たっているところであります。また、広報関係についてであります。川南町のSOSメール、防災無線でのお知らせ、防災川南も今年から発行をすることにしております。また、ハザードマップを町民に配付をしまして、この場所が危険ですよということで周知をしているところであります。また、昨日の一般質問の中にもありましたように、自主防災組織を立ち上げるということで、住民の方に促しているところであります。また、避難誘導灯の整備ということで、平成29年度から整備を行いまして、今年度末までに32基の避難誘導灯の整備をすることにしております。また、毎年災害危険箇所の現地調査を5月あたりに、消防、県の職員、東児湯消防署等も含めまして、現地の調査を行っているところであります。また、今年各自治公民館宛てに発電機の設置も行ったところであります。また、最近はいろんな災害が懸念されることから、消防団の強化というものも必要ということで、消防団の備品の充実ということで、油圧切断機であるとかエンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなどを配備しまして、各地区で対応に当たっていただきたいということで、このような取組を行っているところであります。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 自主防災組織の、特に浜の避難訓練とかそういうこともよく耳にしております。それから、このSOSメール、これは職員の安否確認メールの意味ですか。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問に再度お答えいたします。

このSOSメールにつきましては、職員宛てに直接参集メールということで流す場合もありますし、登録をしている住民の方向けに発信する場合もあります。それぞれの状況に応じ

て対応を行っているところであります。今現在登録している住民の方がトータルで600弱の登録数だったと思います。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 先ほど、防災川南を通じたり危険箇所のチェックということでしたが、この防災計画資料の中に、地すべり危険箇所が7箇所、それから、急傾斜地危険箇所が79箇所表示をしてあります。危険箇所の工事着手は計画作成時点で1箇所となっていましたけれども、その後の進捗状況について伺います。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、谷村議員の御質問にお答えいたします。

地すべりにつきましては7箇所ございますが、現在着手しているところは1箇所でありまして、ほとんどのところが危険度Cといったところで、今現在は記載しているところと変更はございません。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 防災計画作成と進展がないというところですが、至急、このあと残りの6箇所についても進展させるように検討を行っていただきたいと思えます。

それから危険箇所、その79箇所の急傾斜地に全てというのはなかなかかもしれませんが、この79箇所の危険箇所には何かの表示がしてあるのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

この危険箇所につきましては、県の方が指定をしております。この79箇所につきまして県の方が鉄柱の看板を設置をしているところであります。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） ハザードマップに基づいた、町が行ったり県が行ったり国が行ったりするんでしょうけれども、目で見える視覚化、危険ですよという視覚化の看板をなるべく充実して、日ごろ町民が生活するにおいて、目で確認できる、ああ、ここは土砂崩れのおそれがあるんだな、ここは低い土地で浸水のおそれがあるんだなということになるべく町民のために目で確認できる、そういう表示板、看板等をできれば数多く、ハザードマップに沿って設置をしていただければ、また危険防止につながっていくんじゃないかと考えます。

それでは次ですが、今回の台風被災地で、地域住民の通知システム等の不具合もありましたということで報道等でも聞きましたが、熊本地震等も近くで発生しております。過去の災害も通じて、被災地から情報収集等を行っているのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

この被災地からの情報の収集ということで、御質問いただいておりますが、被災地に直接問い合わせをしまして情報収集というのは現在のところ行っておりません。情報といいますのは、県の危機管理課を通じまして、そちらのほうから被災地等の情報をいただいているといったところであります。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 人には経験、それから体験・経験、非常にそれに基づいていろいろ現在を生きて、また将来を生きるということ、皆これは行っていることなんです、やはりこういう被災地に職員を派遣して、生の声を、そしてやっぱり県を通じたり国を通じたり、いろんな情報も来るとは思いますが、熊本もすぐ隣の県なので、そういうことも踏まえた上で訪れて、そういう被災時の、いろんなことがあると思うんです。地震が発生しました、こうでした、しかしこう準備をしていった、ここはうまくいきませんでしたとかいろんなことがあると思うんです。これはやっぱり重要なことではないかと思うんです。今後はそういうことも被災地訪問の計画もしていただいて、情報収集に当たっていただきたいと思います。

それから、他の地公体との災害時の協定とかはございますでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。

この他地公体との災害協定といったところでありますが、地方公共団体と民間を含めまして、18件の災害協定を結んでいるところであります。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 協定の、できれば協定している先と、何の協定かというのを教えていただきたい。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

18件でありますので、いろいろな協定を結んでいるわけでありますが、例えば県との協定になりますと、もう全ての形になりまして、宮崎県の建築業協会に関する事、防水に関する事、電気事業に関する事、LPガス、商工会、食料関係です。あと石油商業組合と、あと南九州ペプシコーラ、ローソン、ファミリーマートといった形で、生活に関連全てを網羅しているというような形が県との協定になります。あと、県内の市町村との災害協定であります、これはそれぞれの自治体がそれぞれに備蓄をしていると思うんですが、その際に、避難に遭っていないところからそこにストックしてある備蓄を協定でもうこちらのほうに、被災自治体の方に運ぶといったような協定を結んでいるところであります。また、3大開拓地交流の一つであります矢吹町も協定を結んでおりまして、矢吹町でストックしている備蓄品をまたこちらの方に送っていただくという協定を結んでいるところであります。あと、宮崎県農協果汁でありますと救援物資の提供であったり、南九州コーラであれば飲料物の水の提供であったりといったようなところがあります。あと、町内でいきますと、公共下水道管理者等におきましては、浄化槽センターの災害時の応急緊急資材置き場といったようなところがあります。大まかに説明しましたが、あと郵便局のほうとも提携をしております、災害時にはいろんな個人情報的なところも含まれますが、こういった方が被災地に避難をきておりますよとか、そういったような情報の交換もするというふうな協定まで結んでいるところであります。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） いろんな民間団体等の協定もあるということですが、民間の団

体企業は、一つ社会貢献ということではいろんな協定を結んでおります。その協定が実際現実、災害のときに現実的に稼働できるように、ひとつそこ辺も相互に確認をしながら、ただ書面だけの協定で終わらないように、ぜひお願いをしておきたいと思っております。それから、先ほど矢吹町のお話も出ましたが、南海トラフ地震は太平洋側に、皆さんも御存じのとおり、広域に大きな地震が発生して、四国、紀伊半島が特に赤色になっておりますが、九州は少し色がブルーに近い色になっております。そういうことを考えると、太平洋側に大きな災害が発生するということが予想されております。また、その地公体との災害協定も具体的にいろんなコネクションを使って、いわゆる日本海側、向こうが津波の被害が一番低く想定をされておりますので、いろんなコネクションがあれば具体的に川南町に駆けつけてきたり、いろんな災害の備蓄品を輸送してくれる地公体等も相互にいろんな協議を行っていったらいいんじゃないかと思っております。そこ辺もまた御検討をお願いしたいと思っております。続いて、災害備蓄品の状況について伺いたいと思っております。現在の備蓄品の状況はいかがな、どういう状況になっているのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度谷村議員の御質問にお答えいたします。

災害備蓄品の状況についてということではありますが、現在、食料として米、おかゆ等を含めまして3,200食、食料水としまして1.5リッターが1,800本を生活関連用品、また救護緊急関係資材として現在備蓄をしている状況であります。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 本町の防災計画の被害想定では、消失も含み、家屋の全壊が3,400棟、半壊が2,500棟となっております。死者数は約600名、負傷者数は約850名とあります。これはあくまでその資料にも明記してありますが、マクロの被害想定とあります。被害想定からして、現在の備蓄状況については十分だと思っておりますでしょうか。いかがでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問に再度お答えいたします。

この備蓄品につきましては十分かという質問でございますが、まだまだ足りていないというふうには感じております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 町が想定されている災害に対して、この備蓄品状況、今御答弁がございましたが、達成率でいうと何割ぐらいになるのでしょうか。大体で結構ですが。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

県の備蓄指針というものがあまして、それに照らし合わせますと、本町の保有率が全体で10.4%の保有となっております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 先ほども申したかもしれませんが、この南海トラフ地震は広域、非常に広域に発生する災害と予想されております。一度災害が発生すると、広域、そして非

常に大きな災害が予想されておりますので、近隣市町村、また近隣の企業等の支援もなかなか厳しい面がございます。備蓄品については、特に先ほど水はおっしゃらなかったと思いますが、水と食料というのが問題一番重要なものです。成人者が、この前テレビでもありましたが、1日にペットボトル1本、個人差もあるということで1.5リットルから2リットルと言われております。もちろん、その自助・共助・公助、町長がよくおっしゃいますけれども、全てが町で備えるものではありませんけれども、その飲料水の確保というのはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質問に再度お答えいたします。

飲料水についてであります。現在、本町におきましては、1.5リッターを1,800本ストックしているような状況であります。また、有事の際には国の方の支援というものが4日目から入ってくるというふうに言われております。住民の方におきましては、この3日間を何とかしのぐということで、朝昼晩3食を含めまして、3食の3日分を各人でストックしていただきたいというふうに周知をしているところであります。それと、町の備蓄品等、近隣の協定を結ぶことによりまして、足りない分を協定で保管するといったところで、何とか3日を協定と各自の備蓄と町の備蓄でしのぎたいというふうに考えているところであります。水に関してもまた4日目以降に国のほうからの支援というものが来るというふうには、指針ではなっております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 国からの支援ということで、3日から4日後には支援が受けられるという予想もしているということですが、食料・水についても、必ず賞味期限というものがついておりますから、保管にはずっとローテーションを行っていかねばいけません。もちろん無駄な費用がかかるといえばかかるんですけども、命にかかわるものですので、ひとつ十分な備蓄をお願いしたいと思います。それから、最後に質問事項に書いておりますが、災害時の生活用水確保のため、町内の井戸水の利用を考えませんかということですが、災害時のライフラインの水道は、被災1週間の復旧率は13%となっております。1箇月後で63%と予想をされております。電力は、被災4日後で7割の復旧率と表示してあります。しかしながら、台風災害時から比較して、またこの広域の大災後の中で、復旧予想率は疑問に私思っているところがあるんです。この電気としては被災4日後で7割の復旧、そういう数字についてどのように考えられますでしょうか。伺います。

○環境水道課長（篠原 浩君） 谷村議員の御質疑にお答えしたいと思います。電力の復旧、それから水道関係の復旧率が、国の復旧率が甘いんじゃないかということで、台風等につきましても、本町の近年の台風で1週間程度、一部停電がした経緯がございます。水道事業に関しましては、その場合につきましては電力がとまりますと浄水場とかの電源が消失してしまいます。その場合につきましては、非常用発電等、そういう部分で対応したわけですが、この部分に関しては国の一定期間の復旧割合の日にちに下の内容で何らかの

対応をするという検討は必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 先ほどから何べんも言っておりますが、一遍に広域に発生する災害で、もちろん地公体も民間企業もそれぞれ被災するわけですので、その点は今後も民間とのいろんな団体との協議もあると思いますけれども、ひとつ厳しい目で見させていただいて、復旧に対する数値を厳しく見直していただきたいと私は思います。

それから、井戸水の利用のことでありますが、担当課によると、15年前の保健所の調査ということですが、町内の井戸は1,500ほどあったそうです。仮にその3分の1が残っていると仮定をしても500以上の井戸が存在します。この井戸を災害時の生活用水として人動ポンプを設置したらどうかと私は考えております。

電気が途絶えれば人の手で動かすほか方法はないです。ほぼ自家発電ポンプとか自家発電で動くもの以外は全てがストップしてしまいます。また、この自家発電ポンプの利用で井戸水ということも考えられますが、費用とメンテが必要になるわけです。低価格で長く、メンテも必要もなく設置できる人動ポンプの設置をする考えはないでしょうか。人動ポンプ、昔からあるガシャガシャとやるやつです。お伺いします。

○環境水道課長（篠原 浩君） 谷村議員の御質疑にお答えしたいと思います。

谷村議員も話されましたとおり、県の環境政策課から、地下水保全実態調査によりまして平成15年の総井戸数が町の方に報告されております。それによりまして、総井戸数は1,255件ということで通知がっております。井戸を生活用水にということでございますが、これにつきましては現在のところ、その考えは考えておりませんが、全国的に見ますと、災害時に井戸水を近所の方に提供していただく災害時の協力井戸を設けている、災害時の登録制度を設けている場所もあるように聞いております。この部分で、今後先進地の情報も収集しながら、停電時の対応、こういった部分が可能なのかというのは今後の検討課題かと考えております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 私がちょっと調べましたら、人動ポンプの在庫も、もうないのかなと思っていましたけど、まだありますということです。これ私の予想の数字なんですけど、1箇所当たり10万以内で設置が可能だと私は考えます。ポンプが2万から3万ぐらいするそうですが、1箇所に10万かけて100箇所で1,000万という経費になりますけれども、町民の非常時の生活用水の確保ができれば費用対効果は十分あるのではないかと考えます。ぜひ実現できるように御検討をお願いしたいと思います。以前に、東日本大震災の震災経験者に直接話を聞く機会がありました。被災後に何が一番必要でしたかと質問をしたところ、返ってきた言葉は、ベニヤ板とくぎと金づちということでした。3月でしたので非常に寒い時期で、集まった人たちで寒さをしのぐ苦肉の策でありましたということでした。だから、やはり大きな災害を受けるということは、本当にそんなことなんだなということ、ベニヤ板と金づ

ちとくぎが欲しかったという話です。だから、被災をするということはそんなことなんだということを非常に痛感しましたし、私も再認識をさせられたことでした。災害時に町が備えるということは、町民が近くの避難場所に行けばどうにかなる体制、まあどんげかなりゃへんかと、あそこに行けば。そういう体制を町が確保できるかどうかということに尽きると私は感じております。最後に、災害に備える町長の答弁をお伺いし、次に移りたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 何度も出てきたと思いますが、災害は起こってみないとわからない部分があるんですが、それを持ってしても、議員が言われるように、しっかりと想定をして対応していくということは、もう常日ごろからの我々にとっての責任だと思っております。

○議員（谷村 裕二君） 次に移ります。町職員の人材育成につきましてお伺いします。

職員の教育研修の現状、それから職員の諸資格取得者等その種類についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。町職員の教育、研修状況ということでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、全国規模で行います市町村アカデミー、また、県内市町村規模で行われます県市町村振興協会が主催をします研修センターなどの研修機関を計画的に受講していただいているところでございます。目標としましては、年1人2回以上を目標と定めているところでございます。また、職務上必要となります職員の諸資格取得者ということでございますが、保育士が25名、保健師が10名、管理栄養士が2名など、採用時に資格を有するものについては把握をしております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 木城町職員が気象予報士の資格をとったということで新聞に出ておりましたが、川南町で何か資格取得を目指している職員はいらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。職務上必要となる資格につきましては、先ほどお話ししたとおりでございますが、プラス自己能力向上のための資格取得でありますとか免許の取得については、特に定めたものはございません。あとは各自職員の能力向上に伴いまして各自研修、また資格を取得しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 現在、外国人の川南町在籍者は226名と聞いております。うち男性32名、女性194名となっております。国籍別では、ベトナムが144名と最多となっておりますが、受入企業任せでなく、町は何らかの対応を行っているのでしょうか。また、ベトナム語などの対応はできるのでしょうか。PAの看板の話も出ておりましたが、また企業別勤務状況等はたまかわかるのでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えします。外国人就労者、また研修者の対応の現状についてということでございますが、町におきましては町民窓口等が非常に対応が多くなると思いますが、それぞれ担当する窓口等の職員が現在に対応している状況でございます。

す。また、あわせて外国人を労働者として雇用する場合に、事業主さんも一緒に窓口の方においてになりまして、いろんな手続の支援をさせていただいているという現状でございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） そういう対応の際に、もちろんアメリカ国籍であれば英会話、ベトナム語であればベトナム語ということになりますが、言葉の壁とか不具合とか、そういうことはございませんでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの谷村議員の御質問にお答えします。窓口では、先ほど総務課長答弁にありましたように、事業主の方が対応されるというのもありますし、また、こちらに来られる外国人労働者、研修者の方も、母国でまず日本語の研修を受けてこちらに来ると。ある程度の簡単な日本語での会話ができるレベルになってこちらに来て就労につくという形態になっておりますので、今のところ窓口でトラブルになるようなケースはございませんし、日本語で対応が可能な状況でございます。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 特にベトナムから来られている方が多いんですが、今の答弁を聞きますと、企業任せ、相手任せという状況だと判断をしますが、外国人の税金の滞納者が37名、行方不明者が31名と聞いております。外国人の対応の不足がその税金滞納の要因となっておりますでしょうか。

○税務課長（日高 裕嗣君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、外国人の方で就労期間が終了いたしまして母国に帰られますとこちらも督促状を公示送達という形での対応しか今のところとれていないという状況となっております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） 200人以上の外国の方々がかん南町に在籍をされております。よく、特にベトナムの女性の方が自転車で買い物をする姿を見ますが、これは私の責任も非常にあると思うんですが、せつかく異国の地に来て、いろんな事情で仕事に従事されている。町民がもっと、私はその子たちにたまには声をかけて励ましてやろうかなという気持ちもあるんです。ただ、やはり町民がもっと近くに、せつかく働きに、日本のかん南町というところに来ていたのに、声をかけられない自分の歯がゆさと、それからそういう環境でないという歯がゆさが非常に最近感じているんですが、そういう町主催のイベント等の計画等は、外国人を対象にした、企業も巻き込んだ、そういうイベントの計画等は検討はないでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 谷村議員の御質問にお答えいたします。今のところ、交流のイベントの計画は考えておりません。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） ぜひそういう方向からも検討していただきたいと思います。

先日、同僚議員からもインバウンドという言葉も出ておりましたが、そういう面も考慮すれば積極的に、せつかくかん南町に来ていただいております。そういう方向性も具備して検討

していただきたいと思います。

次に移ります。人材育成のシステム構築計画の件ですが、冒頭に申しましたが、総務省の各種研究会等でも、時代に即応した職員像、また、職員の評価基準など協議が行われていると聞きます。民間の事業所でもそれは言えることであります。役場も各種研修等を行っていると思いますが、民間企業はほぼ昇進試験制度があると思われまます。昇進試験ですから試験を受けて昇進をしていくということになります。年齢により一定の資格、法務とか税務とか業界の専門試験とかを具備した職員からノミネートをされると。一定の資格試験をクリアしないと昇進のチャンスはないということですね。もちろんそれは最低の条件で、昇進・昇格は総合的に判断をされると思いますが、このように明確な試験制度を取り入れることはできないでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。人材育成目的のシステムの構築の計画があるのかという御質問かと思いますが、町独自の資格取得でありますとか人材育成についての独自のシステムの構築については、現在ございません。ただ、最初に答弁させていただきまして、宮崎県市町村職員研修センターが行います市町村職員研修基本計画に基づきまして、年間さまざまな研修を受講させ、いろんな制度改正が進む中、職員一人一人の能力を最大限に引き出せるように受講しているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 極端な言い方かもしれませんが、私は資格をとってこそ職員の努力が評価できると思っております。また、その努力を正確に評価するべきだと考えます。川南町の職員が資格を取得すれば、例えば何でもあります。今問題になっているコンプライアンスオフサー、それからファイナンシャルプランナー、税務1級、2級、3級、法務1級、2級、いろんな資格制度がたくさんあります。民間資格制度もたくさんあります。こういうことをやっぱり職員が取得をするということは、全て町民の福祉向上に必ずや役に立つと思いますが、その観点からのお考えはいかがですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。御質問にありましたように、一人一人の個々の能力を伸ばすための資格取得も合わせて、いろんな業務に対応するための資格取得、非常に大切なものだというふうに考えております。先ほど、県の研修センターの研修計画に基づいて、さまざまな内容を受講することも一つの手段として行っているところでございますので、その中にはいろんな受講を必須とした階層別の研修でありますとか、それぞれの業務に役立っている研修でありますとか、種類にしますと約47ありますので、その中で現在は対応できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） 各種研修を受けられるということですが、それも、職員の必ずや資質のプラスになると。何も否定するものでもございません。できればこういう資格を目指してほしいと私は思っております。そういう研修後の復命書も読ませていただきました。研

修しました。でその成果を生かして何をいつまでに行うなど具体的な項目を記入する欄を設けてはどうかと提言したこともありました。頑張ります、努力します、感銘しました、習得しました、すばらしい言葉が書かれております。しかしながら、自己の習得したものを生かして、具体的にどうプレゼンして取り組むかがその復命書にはその欄が具体的にないんです。だから、できるならば、もちろん個人的にそういうことをして、こういうことを今から立ち上げますよという職員もいらっしゃると思いますが、できれば復命書に、明確に明記することでそれからのいろんな計画なり本人の意気込みなりを意欲を示してほしいと私は思います。そういうその成果については、じゃ必ず正確な評価をその職員に与えるべきではないかと、そういうふうに考えます。私が資格取得にこだわるのは、資格をとってこそその人の努力を正確に評価できるからであります。また、資格取得と人事評価は一体でなければならないと思っております。往々にして仕事は評価されるものを優先します。このような体制づくりこそ職場の活性化や職場風土の醸成に寄与すると考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。いろんな資格取得によりまして各職員それぞれの能力を非常に資する面でありますとか、また復命関係を十分認識して活用して能力向上に当てるといふ貴重な御意見をいただいたところでございます。各職員それぞれ、年度当初にそれぞれの業務、また組織としての目標値を掲げているところでございます。また、資格取得等につきましてもそれぞれの意思で目標値も定めているところでございますので、その結果、人事評価等がありますので、その結果に基づきまして十分目標を達成した内容につきましては評価されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） いろんな長い歴史の中でいろんなことを改革するということが一遍にはできないし、ぜひ少しずつ、一つずつ時代に即応した職員を育ててほしいと思います。こういった体制構築は、地域住民の福祉の向上に必ずやつながるものと私は確信をしております。よろしくお願ひしたいと思います。資格取得にこだわりましたけれども、私は決して知識や能力だけで業務執行ができるとは思っておりませんし、町民が期待する組織づくりができるとも思っておりません。重要なことは、年齢に応じたメンタルの成長、またそれぞれメンタルの成長や、それに基づく人間力の向上がやっぱり一番基本であると思っております。そのことを最後に申し添えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 通告に従い質問させていただきます。

1 番目、高速パーキングの店、地域活性化拠点のことについてお伺いします。

2 番目、高速道路が川南地区だけ二車線化になっているということについて、ちょっとお伺いします。

3 番目、校区制度、これは川南西自治公民館と中央自治公民館の敬老会の取り組みの違いについてお伺いしたいと思います。

4 番目、災害対策、これはもう想定外の雨を予測し、込ノ口、銀座、市納、それに昨日ちょっと言われんですけど沓袋地区なんかの危険地域に専門家を派遣し、何か予防対策ができないかということで質問したいと思います。

それでは、質問席に移らせていただきます。

昨日も同僚議員が質問してくださって、ある程度私が考えていることを御返答もいただいているわけですから、ちょっと重複するところは少し避けたいと思います。

最初にパーキングの店、高速のレストランのことですけど、軽食コーナーということの昨日説明がありました。これは昨日から私は、北川はゆま、都農の道の駅に問い合わせたんですけど、もう北川はゆまはレストランをリニューアル化します。そして、都農の道の駅は今やっている中の飲食コーナー、テナントで入っているんですけど、あんまり評判がよくないんです。どうするかというと、隣の敷地に直営のレストランを建てるんだそうです。そして、いろいろ聞くと、ピザの美味しいのもつくる業者がおるからピザもやりたいとか言うから、これはちょっとパーキングの、私たちはやっぱりパーキング期待しているけど、北川はゆま、都農の道の駅がどんどんそういう食のところ、レストランのところに入力してくると、川南は軽食コーナー程度でお客さんが呼べるのかなと、そういうところが一番心配になってきました。

町長、これは軽食コーナー的な考えで大丈夫でしょうか。軽食コーナー程度で大丈夫ですか。質問です。すみません、座ってから。

○町長（日高 昭彦君） 思いのこもった質問ありがとうございました。

いろんなことを想定して心配していただけるということは本当にありがたいことだと思っております。多方面の意見を聞きながら、当然しっかりした計画に基づいて、成功するという信念でやっているのですが、議員の言われるとおり、2つ要因がありまして、1つはルール上の要因であります。これは、サービスエリアじゃなくてパーキングということなんで、きのうも答弁があったと思いますが、接客サービスについてフルサービスはできません。ただし、メニューとして出す分にはセルフ形式にはなるにしても、それは可能ですという、わかりますか、お客さんが行って自分でとってくるというパターンにはなるかと思うんですが、そんな中、一つ一つそれは不安な点、疑問の点は、担当も含め、今いろんな協議をしているところであります。

○議員（河野 禎明君） NEXCOからの指摘で、これは本当に大変だろうと思います。

私はずっといろいろ回って、私はもうてっきりレストランができると思ったから、いろんな人にレストランのメニューは何がいいじゃろうかねとかいろいろ話すと、例えばある人が、川南には無農薬の餌でつくった卵があると。これはどこにでもないっちゃと。そして、それに無農薬の御飯、これを組み合わせて卵かけ御飯のメニュー、こういうのは特徴があつてええっちゃないかとか言われて、ああ、これはいいなと思ったんです。まあまあそういうことも含めて、できる範囲内でこれはもうやむを得んから考えて、軽食コーナーといえども都農の道の駅、北川はゆまに負けないようなものをぜひつくっていただきたいと思います。

次に、お土産品のことなんです。今、観光協会、中村屋の跡の観光協会の事務所に行くところなんですけど、お土産が5、6品、5品ぐらいか並んでいます。地元のお土産だというふうに触れ込んでいるんですけど、実際は全く地元ではつくっていない、町外の業者がつくったやつ。原料はトロン牛乳を使ったとかマンゴーを使ったとか書いてありますけど、町外の業者がつくったやつです。私たちが自信を持って、これは川南のお土産ぞつてお土産に持っていけないような商品なんです。それを並べているわけです。

実際、今度のパーキングでも、このお土産品のところが、私この前産業課の説明を聞いたときちょっとびっくりしたんですけど、地元の業者で、まあ私が考えても5社、5社以上はお土産品やら川南の特産品をつくれる会社はあります。そこにもう1年ぐらい前から声かけて、そしてどういふのができますか、どういふのをつくりましょうかとか、そういう話し合いをしないと、もう何も聞かされていないんです。一部の業者だけです、聞かされているのは。一部の業者だけでは、昨日も返事がありましたけど、難しいとか、商品開発は1年かかるとか2年かかるとか、難しいとか。そういうことじゃなくて、地元の業者、生産者も交えていろいろ話し合いをすればいいんですけど、これきのうのやっぱり産業課長の返答の中で、人手が足りなくて、スタッフです、結局このパーキングに産業課の、恐らく私が考えても、1人の方がずっと担当を任されているみたいです。これでは大変です。

あの12億ぐらいかける川南のパーキング、これはパーキングだけじゃないんです。地元のお客さんも来るということは、たかがパーキングの店と考えたら間違いですよ。川南の道の駅も兼ねているわけです。もう川南の道の駅をほかにつくることはないんです。あのパーキングだから、パーキングだからと言われるところがあるけど、実際は道の駅ともう兼ね備えた店だということです。

そういうこともありまして、地元の人にどうしても、声かけするには、もう今のスタッフでは大変だろうと思うんです。スタッフはもう頭を抱えていると思うんです。1人で、今県外から来られたマネージャーというんでしょうか——とも話されていると思うけど、本当に食がわからないんです。今来られた県外の方もイケア家具のマネージャーですからわからない。当然役場の産業課の方も食のことはわからない。まちづくり株式会社の宮崎社長、JAの本多さん、漁協の溝口さん、観光協会の小玉さん、食についてはあんまり詳しくないんです。その方たちが集まっていろいろ決めようとしたら無理があります。だから、ここはどう

しても町内の食に詳しい方、やっぱり料理店とかそういうされている方のちょっとチームというんでしょうか、そういうのをつくって、みんな話し合いで、ああしよう、こうしよう、それが必要じゃないかと思うんですけど、町長、これはいかがでしょうか。この地元の業者に交じってチームづくり。そしてスタッフを交えてやるということです。

○町長（日高 昭彦君） また熱い思いをぶつけていただきましたが、そういうつもりで今検討委員会、検討をしているところでございます。詳細については取締役であります副町長に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

熱い思いで語っていただきました。実は、私たちもそういう熱い思いで取締役会の中では議論をしているところでございます。

1番は、やはり川南の食材をどう利用して、そして川南らしさを打ち出すのかというコンセプトの中で、議員おっしゃいましたとおり、食の素人でございますので、そこの中にはやはり食の玄人であります方々を2、3名アドバイスいただきながら、その中でいろんな話をしているところでございますし、特に軽食という表現をしておりますけれども、実質的にはレストランの部分の直営でメニューをどう考えていくかと、そういう面でも、料理店の方々の深いアドバイスをいただいてやろうとしているところでございます。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） そうですね。今のように話し合いをして進めていただけると、川南の特産品もできるし、非常にいいと思います。

私は、回りながらいろいろ、マンゴー生産者にはマンゴー入りのかるかん、マンゴー味のかるかん、これをつくってもらえんかということ話をしています。そしたら、一応準備にかかってくれるということで返事をいただきました。ブドウ、梨の方は、その食べられんちゃんないけど、この商品として出せないのがいっぱい出るんです。もう梨はちょっと虫が1箇所食ったら商品としてはなかなか出せないんです。その人たちに対しては、ここのブドウ、梨は砂糖を使わなくてもジャムができるんです。そういうジャムを、砂糖を使わんジャムなんです。これどこを探しても、どこの道の駅に行ってもないです。これをつくれば川南、おーすごいぞと、あのジャム、砂糖もなんも使ってないでおいしいジャムがあると、こういうのも評判になります。こういうのも。

そして、今国富の方がやっているんですけど、芋の生産者なんです。芋の生産者がどうしたかといったら、その芋を焼いて真空パックして、真空パックしたらまたお湯の中で炊くんです。これは殺菌するんです。そしたら1カ月以上ももつんです。これは3個入りでした。3個入りで販売しているんです。国富の一番お土産の人気ナンバー3に入るやつ。これ芋の生産者がしているんです。だから、ここ辺は生産者にちゃんと声かけて、こういうもあるよと、やりませんか。あ、俺はお金がねっちゃ。そりゃ機械、真空包装機やらどんげしたもんかねといったら、多少ちょっとこれは補助を考えましようかねと。そういうふうにする

とととと品物がつくれるんです。

これは、もう先日私びっくりしたんですけど、鍛冶別府です。鍛冶別府に、私は仕出しの配達に行って、そこにカブがいっぱい置いてあるんです。これどんげしたとかと聞いたら、捨てると言いやるわけです、もう。出されんとじゃて。表面がちょっと悪いんです。それでやっぱりきれいなのはちゃんと出荷するように準備しています。やっぱり肌が汚いのはもう畑に捨てるちゃって言いやるやけど、これか、これを分けてもらえますかち言うたら分けてくれやったです。それが、持ってかえって三杯漬けとかにしたら、これが、そのカブは普通のカブじゃないんです。物すごくきめ細やくておいしいんです。びっくりして、このカブを捨てようとしていたんです、生産者が。ここに私は、前も6月に言ったんですけど、町かJAとかに加工場みたいなのがあったら、例えばキュウリの曲りもんとか、そういうカブを捨てるとか、例えば去年、白菜がもう畑でどれほど出荷されずに、もう本当に生産者は箱代も出らんというような状況やったとです。これ加工場があれば漬物、何らかで加工して、今度はパーキング、それからおすす村とかで売ることができるんです。だから、ぜひ加工場の建設が私は要るんじゃないかと思うんですけど、町長の考えはどうでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問に再度お答えいたします。

議員のおっしゃることは私ひしひしと感じているところもございます。それで、私も実は加工場という前に、都農町に新富の農家さんがつくられた漬物工場等がございます。木城には経済連がつくっている漬物工場と加工の専門家でございますので、都農のほうにまず直接聞いてまいりました。

そのときに言われるのは、農家個人、それと先ほど言われたように町が主体的につくる工場、それはやはりうまくいかないですよというふうに言われました。なぜですかと問い合わせたときに、やはり販路がきちんと確立されることは非常に大事なことで、そして、その中でやはり味の好み、いろんな社会のいろんな趨勢・状況、それを踏まえた上で、そういうものに取り組みないと、3年たったら失敗しますよというふうに専門家の方から言われたところでございます。

先ほどの話も一緒ですけども、思いを一生懸命伝えようと、私もそう思いますけれども、実際問題は、やはり食の専門家、その方々のアドバイスを受けることが何よりも重要だと、そう考えております。

そういうことから、今後それこそテストキッチンもつくることありますし、そういういろんなアドバイスをいただきながら、農家の要望にも応えて、そういう分を有効に生かしながらその研究をしていくと、そのことが何よりも大事だというふうに考えておりますし、議員もそういういろんなところでお気づきの点がございましたら、そういう情報をまた産業のほうに寄せていただいて、取締役会でまた十分もんだ上で実現に向けて努力していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 非常に参考になる意見をいただきまして、私もこれは農作物のどうしても出荷できないのはどういうふうにするかということは生産者とも話し合い、JAとも話し合い、なるべく今副町長がおっしゃったような方向でやりたいと思います。

それと、11月の29日だったんですけど、これはもう、おくれて、おくれて、おくれて、PAの出荷者の説明会というのがあったんです。11月の29日だったんです。これはもう最初に宮崎社長が、まことにおくれて申しわけありませんという説明がありました。もう来年の4月にオープン予定なのに、今出荷者説明会というのは既におくれている段階ですけど、みんなが力を合わせれば十分間に合うと思います。それが終わった後、出荷者から大変な声をいただいて、困ったなと思っているんです。

出荷者が加工品を出します、出荷します。それに対する手数料、これを22%ですというふうに一方的に言われました。何の根拠があって22%出されたのかわかりません。これは、都農の道の駅、例えば生花は15%、そして冷蔵品はオープンケースで電気を使うからこれは18%なんです。北川はゆま、これは生花、果物15%です。加工品は20%です、これは。この22%、これ出荷者の方からブーブー言われたんですけど、私が責任者がじゃないから、ここでこれを決めるのに何らかの、生産者・出荷者を交えた話し合いの中でこういう手数料とか決めることが必要だったんじゃないかなというふうに思います。

これは質問事項ではありません。通告もできていません。だけど、非常に困った問題です、この22%は。何が困ったかといったら、例えばお茶屋さんが今1,000円で店で売っています。お菓子屋さんが1,000円、消費税を入れると1,080円かな。で売っているんです。評判です。あそこのは1,000円のどら焼、あそこのお茶は安くていいなという評判なんです。

これ、22%の手数料がしたら、出荷者はパーキングに出荷するのに1,100円の値段をつける可能性があるんです。地元のお客さんがこっちの店で行って買い物している人がパーキングに行くと、あれ、あんお茶は1,100円で売りよるが、あのお菓子は1,100円、何で高け売つとやろかと。これは高速のお客さんだけだったらいいんですよ。地元のお客さんも行くわけだから、こういうことを話し合いの中で決めていくことがどうも私は足らなかったんじゃないかなという気がするんです。

これは、今そこに産業課長がいらっしゃるけど、産業課長の責任じゃないです。担当が1人でやっていらっしゃって、もう手が回らなかったんです、実際。やはりいろいろスタッフをそろえて、まだ今からでも間に合いますから、ぜひ出荷者の気持ちにもなって、手数料のことも今からまた考えてくださることを望みます。

パーキングのことは以上で終わります。

高速道路が川南地区だけ二車線化ということになったんですけど、町長、これはどうでしょうか。どのように、二車線化で納得されますか。どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今年の9月だったと思いますが、それ発表がありました。県内が四車線化になるように、県全体の市町村長、県議入れてずっと陳情してまいっております。

す。そのおかげで、ほかの県に比べると数段の早さで四車線化は現実化しているんですが、その中で、できているところとできていないところはなぜかという、いろんな指標があつて、わかりやすくいうと、事故が少なく崖崩れが少ない、安全でそういう災害が少ないところがいえば後回しになります。それはうち、高鍋一都農間と大臣のお膝元であります延岡南一日向、2箇所がまだその次ということになっております。

ただ、地元住民としては、ああそうですかではやっぱりさすがに、思いはちゃんと伝えてきました。国交省の言い分は、これでも十分進んでいますよと、宮崎はまとまって陳情来てくれますよという言葉はいただいておりますけれども、今後とも我々にとっては住民の目線でしっかりと声は出していきたいと思っております。

○議員（河野 禎明君） 町長の若さで精いっぱいこの件を頑張っていたいただきたいと思います。

次です。校区制度のことです。川南西自治公民館、中央自治公民館、敬老会のやり方がちよつと違っていました。中央自治公民館は各分館で敬老会を行われました。1分館、2分館、3分館、4分館です。そして、飲食が可能な状態でした。

この川南西自治公民館、これは川小の体育館で開催されました。そして、その参加者にちよつと聞いたら、これが評判がよくなくて、毎年こういうことをされているのかと思って、この前福祉課の方ですか、この西分館の5、7区の敬老会の出席者数をちよつと出していただきました。資料を出していただきました。ちよつと読み上げてみます。

これは、例えば祝子塚1、2、3です。川小の体育館に行った方、敬老の対象者が31名、川小に行かれた方が2名でした。下野田、対象者が22名、川小の体育館に行った人は0です。下小池が16名に対して2名、上小池21名に対して3名、上小池2、15名に対して1名、全部は言いません。鶏戸ノ本、15名に対して0、市納、34名に対して6名、下原11名に対して2名、下原上、18名に対して3名。

ここの川小の体育館は飲食ができないんです。実際、行った方が、あの椅子に座って、いろいろ保育園の演技とか中学生の何とかか、いろいろ催しを見て、時間が来たらお弁当がわたって終わりだそうですけど、おもしろくないんだそうです。敬老会が。それで、これはやはり何か、祝子塚にはちゃんとした公民館があります。市納にも公民館があります。鶏戸ノ本もこの前何か改修したみたいです。各地区にいい公民館があるところはそこの公民館で、分館でしょうか。そこで敬老会がされるとどうでしょうか。飲食も含めて。その点について担当の方にお伺いしたいと思います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの河野議員の御質問にお答えいたします。

河野議員おっしゃられますように、現状としてはそれぞれ西地区とそれから中央地区とで差異がございます。結果的に参加者数にも差が出ているというような状況がございます。

この敬老会の運営につきましては、それぞれの自治公民館の役員の方々において十分協議されて実施をされているところでございます。

ですから、中央地区でもこの自治公民館制度になりましては一度全体でやろうかという話もち上がったというふうに聞いておりますが、その後、やはり分館ごとでやるのがいいということで役員会の中ではそのように決定して、現在に至っているということでございます。

それから、西地区につきましても、いろいろな他の地区、こういうところを見た場合に、それぞれの分館ごとでやったほうが恐らく人数はたくさん集まるであろうというのは今の自治公民館長も思っておられるということでございますが、一度、各分館ごとの敬老行事を1つにまとめております。そのときに、役員体制が今は各分館ごとのお世話役がないということで、簡単にはもうもとなかなか戻せないというような思いを持っておられるようでございます。

しかしながら、現在では例えばグラウンドゴルフであったりとか子供会の行事であったりとか、それから女性部のそれぞれの研修、そうしたものにつきましては、まだそれぞれ旧分館体制でこの西地区のほうも行われておる行事もございまして、そういう中で、役員体制を整えることができればまた分館ごとに戻すということも不可能ではない。今現在ならまだ間に合うのではないかというような思いを持っておられるというようなことではございました。

しかしながら、各自治公民館でそうした現状等も把握されながら、これからその行事内容とかそうしたものも充実させたりとか、その飲食についてのお話し合いも今後進めていただきながら、これから協議され、より参加者の多い方向に持っていかれるような、そういう話し合いがなされるのではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） はい、理解できました。

公民館長が大事だということがよくわかりました。これは。

西自治公民館、人が話すには、パートの校区長という話が出るわけです。ここがちょっと問題だなと思うんです。見つからなかったと。見つからなかったからやむを得ず、これは暫定的なのかどうかわからないけど、週2日のパートの校区長、これではいろいろな分館——元分館です。元分館の役員を探したりして、今度は次は、来年は祝子塚ん公民館ですと、市納ん公民館ですと。誰に世話役を頼むのか、そういうことはこの公民館長が本当に一生懸命地区を回って探さないと、そして地区を動かすようにしないと、せっかく町長が校区長制度とばあんとやり始めたわけです。もうこれ山本校区は見事にそれにはまって、すごい活発な校区になっているんです。ほかの校区がなかなかうまくいかないっちゃ、もちろん世帯数が多いからもあるんでしょうけど、やはりここは校区長、もう校区長に一応投げているわけだから、校区長——すみません。自治公民館長ですね。頑張ってもらおう。

だから、私今西自治公民館については、今私なりに候補者探しをしています。1人は候補者にめどはついてます。できましたら来年、専門でやっていただける方をやりたいと思います。何かありますか。大丈夫ですか。すみません、次にいきます。

災害のことです。まあ、現場に行ってみたら、恐ろしいなと思いました。例えば、込ノ口

からちょっと向こうの遊学の森、町営牧場のほうにずっと細い道があるんですけど、それを行ってみると、もう地形がまさに、もう遊学の森からあの周りに降った雨は全部込ノ口から杓袋のほうに、水がもう流れるようにその地形になっているんです。もちろん危険地域に指定されています。

そして、杓袋の方が昨日こそ言われたんですけど、防災ダムがあそこにあるっちゃげなけど、あれ役に立たんぞと、あれではまだ役に立たんと、あの水は防げれんぞと言われました。これは、もう一度、この専門家を来ていかないと、やはりよそであれだけの雨が今降っている現状です。来年の梅雨、台風時期に対して何か打つ手がないかどうか、考えていただきたいと思います。

そして、やはり青鹿のダムからこの市納にかけての地域も山がやはり丸坊主です。あそこ私見ましたら、ここはあの山を、木を伐採するとき、これ専門家に聞いたら、専門家はワイヤーを使って木の伐採をするんだそうです。あそこの伐採をした業者は機械を入れてやっているわけです。機械を入れると、山の表面のやはり表面が弱くなるんでしょうかね。土砂崩れが起りやすくなるんだそうです。それがまさに大雨が降ると、あの地域は土砂崩れが発生し、人工ダムができる可能性が私はあるなと思います。そのときは市納地区に、あの川の、小さい川、下原に向けての川がありますけど、あの周辺は危険な地域になりやせんかと思います。そのことも含めて、担当者はどのようにお考えでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

青鹿ダムに上がるあの町有林が、町有林の貸し付けが終わりまして、借りていらっしゃった方が伐採をされて、今、全く何もないような状況でございます。

それで、この後の対応としましては、ある事業所のほうから分収造林をしたいと申し出がありまして、今、森林組合と調整中でございます。

今、杉の苗が不足をしておるということで、早く令和3年度に植林に取りかかれるというようなことで、今打ち合わせをしている状況でございます。

以上です。

○議員（河野 禎明君） また後、込ノ口地域、杓袋地域のこともについても、もし万が一のことも考えて、何か手を打ってもらえるように考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（河野 浩一君） 次に、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 通告に従い一般質問を行います。

まずは、マイナンバーカード関連についてです。2015年10月から本格運用がスタートしたマイナンバー制度、これは、政府が国民に12桁の番号を割り振り、公平公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を実現させるためにスタートさせた制度であります。

また、2016年1月には、申請することにより無料で交付されるマイナンバーカードが登場しました。このマイナンバーカードは、カードの表面には本人の顔写真と氏名、住所、生年

月日、性別が記載されており、本人確認のための身分証明書としても利用できます。

また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税社会保障、災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できると、内閣府のサイトに説明がございます。

今年で制度開始から4年が経過しましたが、マイナンバーカードの全国での普及率は約13%と、お世辞にも普及が進んでいるとは言い難い状況のようです。そのためか政府は2,000億円を投じて来年9月からマイナンバーカード所有者に25%のポイント還元を行う意向を示しております。

表向きには、増税や東京オリンピック後の消費の落ち込みに対する経済対策とは言ってはおりますが、何はともあれ、交付率が13%ほどでは公平公正な社会の実現や行政への効率化は図れても、国民の利便性の向上に資することはかないません。卵が先か鶏が先かではありませんが、まずはカードが普及することが優先ではと思います。

そこで質問ですが、マイナンバーカードの本町の交付状況について伺います。2つ目に、普及に向けた取り組みについて伺いをいたします。3つ目の質問は、利用者の利便性についてですが、一見、何もメリットもないようなマイナンバーカードですが、もちろん今でも持つことで利便性が高まる部分もございます。しかしながら、自治体のよってはばらつきがあったり利便性が薄かったりと、国民が広く承知するまでにはいたっていないようです。

そこで、マイナポータル、子育てワンストップの運用について、コンビニでの証明書等の取得について伺いをいたします。

また、各自治体でも直接マイナンバーカードに自治体ポイントを付与することができるのですが、それを活用して、マイナンバーカード等を通じて、タクシーやバスなどの公共交通機関の運賃補助ができないものか伺いをいたします。

次に、太陽光発電事業関連についてお尋ねをいたします。

2012年以降、国の再生可能エネルギー政策の推進にあわせた電気の固定買い取り制度、また手軽さや比較的設備投資に対する投資が少ないことなどもあって、太陽光パネルは急激に普及してまいりました。そして、2011年の東日本大震災によって原発事故が起こったことをきっかけに、原子力発電及び火力発電に頼らない再生可能エネルギーの活用を推進する動きが強まりました。

今では車で町内を移動するときに、意識をしなくても目に入るくらい太陽光発電パネルがあることが当たり前の光景になっています。

太陽光発電ではCO₂の抑制も排出の抑制さえエネルギー源は太陽光ですので枯渇することはありません。これが主力電源の一つになることは環境への負荷低減につながるわけで、太陽光発電を活用することは大事なものだとは考えます。

しかし、一方では、急速な普及に法の整備が追いつかず、乱開発により住環境や景観への影響が全国的に問題となっており、住民と事業所の間でトラブルが相次いでいるとのことです。自然に優しいはずの太陽光発電が環境を破壊するということは何とも皮肉なことだとは

思います。本町においてもトラブルまでとはいかないですが、説明もなく隣に太陽光パネルが設置された太陽の照り返しがまぶしいといった話は聞きます。さらには、今年の台風で隣の敷地のパネルが暴風で飛ばされ、庭や家の壁を壊したという事例もございます。

しかし、こういった現状では、住民と設置者側で解決するしかできず、何とも歯がゆいことだと思うばかりでございます。

そこで質問です。1つ目は、町内の太陽光発電について町は把握をしているのかお尋ねします。2つ目は、太陽光パネルの設置に対するガイドラインなどがあるのかお伺いをいたします。

詳細は、質問席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、マイナンバーカードについてでございますが、この3つですね。まず、交付状況ということでございます。現在、11月10日現在であります。川南町が交付率が20.7%と、それを聞いてということになります。県内では都城が第1位で33.4%、次が串間市25.4%、日南市24.3%というふうになっております。本町が県内においては第6位ということになっておりますが、町村の部では1位という。ただし、これが高いか低いかにということに関しましては、本来の目的である、議員が言われる公平公正、公平性とか利便性、効率性を見た場合は、まだまだであると、私は思っております。その中で、普及に向けた取り組みというのは、平成27年1月に推進本部というのを設置しまして、その部長に町民課長、リーダーとして平成28年度からマイナンバーカードの普及に向けては取り組んでおるところでございます。

具体的には、先進地という事例であります都城市の例をとって、こちらからいろんな事業所、農協とかいろんなところに向いて推進をしているというところではございます。

これからについては、本当にいろんな形で進めてまいりたいと思っておりますが、細かいことは、また後ほど担当のほうから答弁をさせたいと思っております。

もう一つ、太陽光についてでございますが、議員の言われたとおり、太陽光の趣旨、やはり、今世界的にも二酸化炭素のことで会議も国際的に開かれているようでございますが、環境にやさしいということで始まった自然エネルギーであります。残念なことに、そのFIT契約期間が終わる今後に向けて、逆に指摘のとおり、廃棄の件においてはさまざまな問題が想定されると思います。

現状、本町においての把握は特に事業申請は必要ありませんが、償却資産の申告という形で把握をしておりまして、現在、157件でございます。把握しておるのは。

今後については、太陽光パネルのいろんなことについての町として独自のガイドラインというのは特に設けていないんですが、今後、新富町も条例をつくったようでございますが、今回、全国の自治体が動き出そうとしておりますし、我々も一緒になって参考にしながら考えられる、危惧されることは、前もって取り組みたいと考えております。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。

1つ、ちょっと先に、先ほどの中で、マイナポータル子育てワンストップの運営についてということでもお尋ねしているんですが、これ、実は私先々月でしたか、デジタルガバメントという講座に参加したときに、このマイナポータルとか子育てワンストップ、各自治体がどのように運用していますかという一覧の中に、川南町だけとあと3つだったかな、印がなかったんですけども、今後ちょっとそこについては、今後運用を始めるというか、そこに対応していくのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

マイナポータル手続上、行政手続上のシステム構成について、県内で3つほどまだ実施をしていないということの御質問かと思いますが、現在のところ、県内においてまだ3つの自治体においては実施をしておりますが、マイナポータルについての利用できる環境整備のほうはもう現在整っております。

先ほど、最初にもありましたが、全体的なマイナンバーカードの交付率の向上とか関係しておりますので、あと現在、システムに入れておりますホームページからの申請書のダウンロード等、そことのマッチング等も考えながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。

それでは、先に質問をした中で、普及率、交付率なんですが、川南町は県内の町村では1位ということですが、こないだ新聞に宮崎市の職員の交付率のことが載っていました。聞くと、いろんな住基カードを含めて、いろんな裏事情というところもあるんですけども、そういった背景があるということではあるんですが、わかれば、川南町の職員の取得、交付率についてわかれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

現在におきます町職員の交付率につきましては、常勤職員の交付率は83.7%でございます。以上でございます。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。

それと、本町が20.7%ということなんですが、こちらの取得の年代別というか、世代別が大まかでもいいんですけど、わかれば教えていただきたいなと思うんですけども。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

先ほど、町長答弁にありました11月10日時点の申請が3,314件で21%、交付は3,262枚の20.7%なんですが、世代、年代別は12月6日時点の数字になりますけれども、10歳未満で52人、10代が113人、20代が249人、30代が245人、40代、348人、50代、409人、60代、743人、70代、732人、80代、400人、90代、67人、100歳以上1人という結果になっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 今の答弁からすると、シニア世代というか、方の取得が多いということではありますが、今いろいろ免許の返納というところもありますし、公的な身分証明書、

顔写真入りとなると、免許証を返納するとちょっと何もない状態で、マイナンバーカードが活用できるというのがあるのかなと思うんですが、この若い世代の普及が進んでないというような状況も見えるわけでございます。

先ほど、答弁の中でありました、集会所や事業所などで説明を行ったということであったんですが、具体的にどのような周知の仕方をしたのか、お伺いしたいと思います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

事業所等におかれましては、事業所の都合等もございまして、あらかじめこちらから文書で日時等の設定についてお願いという形で時間を設けていただきまして、決められた日時に職員が出向きまして、マイナンバーカードの取得のお手伝いをさせていただいたということになります。

具体的には、マイナンバーカード取得には、通知カードと顔写真が必要となりますので、窓口に来ていただかなくてもその事業所で写真を撮って、マイナンバー通知カードと紐づけをする形で庁舎に持ち帰りまして、本人にかわってその申請手続を行うという段取りになります。

また、集会所等においては、事前に告知をしておきまして、どこどこ何々会場でこういうことをしますと、持ってきてくださいというような内容で当日、お持ちになった方々を対象に普及をしているということでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時02分休憩

.....
午前11時12分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（中村 昭人君） 事業所などに時間などを指定していただいておりますということでの取り組みだということです。確かにマイナンバーカードを使用する際に、取得と思っても写真を撮ったりちょっと作業が面倒ということもあるでしょうし、わざわざ出向くということ省いてしていただけるのはいいことなんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、まだ若い世代に普及していないというところではありますが、そういったときに思うのは、結構、めんどくさいというときに、やっぱりそういう場面、場面ですね、いろんな、例えば、これ飲み方の席とかでもいいと思うんですけども、そのときに実際こうやってやるんだよというようなことを、直接、画面を見ながら指導する、個人情報等のこともありますけども、そういった場面を活用していただいて、普及を進めていただきたいなということでございます。

私も当時、当時の担当課長にちょっと呼ばれて写真を撮られまして、マイナンバーカードを登録したところでございますけれども、そういったやっぱり無理やり感というものも若干必

要なのかなというふうには思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、利用者の利便性の向上ですね、マイナンバーカードを何で持つのかということ、ここを利便性の向上というのが一番恩恵がないから取得しないんだというところではありますが、コンビニ交付が今後どうなるのかということもありますけれども、コンビニ交付が始まったらどのように利便性が高まるのかということをちょっと御答弁いただければなというふうに思います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

例えば、本町でいきますと、役場庁舎からちょっとほど遠い場所にあります多賀地区とか、あのあたりになりますと、多賀小学校の近くにセブンイレブンがございます。マイナンバーカードを取得されている方については、コンビニ交付ということで、わざわざ役場まで来ることなくコンビニで印鑑登録証明とか住民票の写し、課税証明、所得証明が受けられるということになります。

これは、今、社会的に問題になっております高齢者の運転による事故で免許を返納して移動手段がなくなるといったときにも、多賀別館の近く、多賀別館までどなたかに送ってもらうとか、移動してくれば近くのコンビニで受けられるということも可能になりますし、また、日中、役場が開庁している時間帯には当然、大概の人は働いていらっしゃる。そういう方々が休みをとってわざわざ役場に来ることなく、御自身の時間の都合であいている時間を使って最寄りのコンビニで必要な証明書を取得することが可能になると、非常に利便性が向上するということになると考えています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） コンビニでの交付による利便性の向上ということですが、実際これは対応できている自治体と対応できていない自治体がありますが、本町においてはいかがでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

川南町の場合、来年の2月3日を目標にその準備を今整えているところでございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 来年の2月ということですが、今回の議案の条例改正にもその関連するものが上がってきているということですので、そういったことを含めて、ますますその利便性を高めていくということを行っていただきたいと思います。

このコンビニでの交付も利便性の一つなんですけど、よくよく見ていくと、先ほどちょっとふれましたけれども、マイナポータルであったり、この子育てワンストップということなんですけど、ちょっとこれ、本当になかなかこうわかりづらい部分だとは思いますが、これは行政手続が、例えば、子育てに関することだったりとか、申請がオンラインでできるということでもあります。

実際、本当に世の中、オンラインで手続をするということは増えてきておまして、子育て

てをしながら役場に行かなくちゃいけないだったりとか、役場に行って書類を交わすときにはサインをしたり印鑑を押したりするということもあります。しかし、それがオンラインでできるというようなことは、それをやっぱり望む人にとっては、すごい利便性という部分ではあるというふうに考えますので、こういったものを、やっぱりメリットが享受できる若い世代の方にもぜひ、先ほど言いましたけども、マンツーマンではないですけども、実はこういうふうにできるんだよと、出前マイナンバーカード、マイナポータルにはこうやって登録するんだよと、実際にこう画面を見ながら教えていくという作業も、これは必要な作業だと思っております。

これ行政の職員だけでなく私としてもそうですが、今度そういった機会を自分の中でもタイミングを見ながら普及の一役を担えればなというふうには考えております。

次に、このマイナンバーカードで危惧される部分というのがセキュリティーの問題ということがあろうかと思えます。紛失したときにこの12桁の番号がばれるとどうなるんだとか、このICチップが付随されておりますけども、そのような個人情報がそれには入っているのではないかというようなことなんですけども、実際には個人情報だったりセキュリティーは万全ということでのいろんなパンフレットに載っておりますが、そここのところをいかがかとお伺いをいたします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

まず、ICチップの中に何が記録されているかということですが、マイナンバーカードの表面に記載されている事項ですね、名前、氏名、住所、生年月日、性別、裏面には個人番号とかあと本人の顔写真がありますけれども、その内容とあと総務省令で定める事項というふうになっています。総務省令で定める事項というのが、公的個人認証に係る電子証明書等というのと、あとは市町村が条例で定めた事項となっております。

プライバシー性の高い個人情報というのは記録されないということになっておりまして、心配な情報というのは、例えば、税の情報であるとか年金の情報というふうなものを想像されている方が多分にいらっしゃると思うんですけども、そういう方、そういう情報については漏れることはない、そういうものは入っていないということです。

また、なくした場合、マイナンバーカードをなくした場合、どういうふうにするのかということなんですけども、まず、最寄りの交番に紛失物と、なくしたということで届けていただきます。次に、マイナンバーカードのマイナンバー総合フリーダイヤルというのがございます。24時間365日受付が可能なんですけれども、そこに連絡をしまして、マイナンバーカードの一時機能停止を受けることによって、他人がそのマイナンバーカードを持ったところでどうしようもないという状況をつくれます。その後、お住まいの自治体で再発行の手続きを受けるという手順になっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） セキュリティーは対策はとっているといたしましても、マイナン

バーカードをポンと落ちておったら、これはちょっと危ないので、なくさない、落とさないというのは、これは個人個人、私もしっかり肝に銘じないといけない、よく忘れ物をする子だと昔から言われていますので、しっかりそこは自分としても肝に銘じたいというふうには思っております。

運賃補助の件なんですけども、実は群馬県の前橋市でマイタクということ、姫路市ではバスの優待乗車など、社会課題の解決対策にマイナンバーカードを活用しようと実証実験が行われております。これは、マイナンバーカードに直接自治体が、先ほどあったICチップのところに自治体ポイントを付与するというような方法なんですけど、これができるということは、自治体によってそれぞれの自治体でマイナンバーカードを使った、そういうサービスが提供できるということであろうかと思うんですが、この件について、今後そういったカードを活用した社会実証だったりいろんな事例を見た仕組みづくりをどう考えていらっしゃるかお伺いしたいというふうに思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを活用した高齢者の運賃補助の件で御質問をいただいております。

このマイナンバーカードを活用してこの高齢者医療の確保についてはシステム的には可能だというふうに考えております。ただ、これは受け手側に問題が生じてきますけど、タクシー会社のほうがキャッシュレス化の受け入れの対応ができるかといったところが事由になってくると思いますので、そこが可能になれば、今後進んでいくことになろうかというふうに思っております。

ただ、この地域マイナポイントなりを活用しまして、高齢者の移動手段を確保できるかということにつきましては、やはりこれはちょっと未知数な部分があるんじゃないかなというふうに考えております。

利便性の向上にはつながると、キャッシュレス化の対応になりますので、利便性の向上にはつながるかと思いますが、この高齢者の移動手段の確保、ハード的な面になりますけれども、そういったことを考えると、まだ課題は多いのかなというふうに考えております。

いずれにしても、マイナンバーカードを取得して、そういったIDの登録をすることで、今の時代のニーズにこれからは対応していく必要があることと思っておりますので、このキャッシュレス化の推進というものは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 一番のこの普及に向けた課題というのが利便性ということであり、今後、社会保険証なり、またいろんな場面でこのマイナンバーカードがとってかわるというようなこともいろいろ見られます。やっぱり皆さんが、やっぱり持つということは必要だから持つわけでありまして、そこは国がやるということもありますけれども、自治体に取り組むという部分もありますので、そこは知恵を出し合って、みんなで考えていかなければいけないなというふうに思います。

グローバル化社会と言われますけども、デジタルに関しては日本は世界から遅れているというような指摘もあります。韓国なり中国ではほぼほぼキャッシュレスだということ、日本ではやっぱり現金主義ということが根強いということもあります。これキャッシュレスとマイナンバーカードとは実際別なんですけども、やっぱりこういったデジタル社会というのは、やっぱりこれからの人口減少だったりという中でも、これ避けて通れないものだというふうに思っております。そのことを考えると、やっぱりこのマイナンバーカードも地域の中では一つの重要な手段として、今後、必要になってくるというふうにも考えられますので、その点をぜひともよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、太陽光発電の件に移りたいと思いますが、先ほどの中で、157件ということでありましたけども、これは、ちょっと実際、そのデータないんでしょうけども、157件というのは多いほうなんじゃないでしょうか、お伺いいたします。

○環境水道課長（篠原 浩君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

川南町の太陽光発電システム157件が県内の自治体で多いほうかどうかという御質疑でございますが、現在のところ、太陽光発電装置に伴いまして、町に届け出を行う自治体というのが、県内ではほとんどない状況でございます。その中で、情報とか県内の各市町村の太陽光の設置件数の情報とかも入ってこない状況ですので、現段階で川南町が多いか少ないかの比較は現在できないような状況でございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 情報が収集できないということは、各自治体も太陽光パネル発電に関しては、なかなか関与できていないという裏づけでもあろうかと思えます。

先ほど言いましたように、全国的には乱開発だったりとか住民トラブルということも出てきておるようですが、2017年に国のほうが定めましたガイドラインというものがございます。この中で、一定のルールづくりをしているんですが、いわば国に対しての認定制度という届け出が必要だというようなことであります。しかし、2017年以前から太陽光パネルというものはありまして、このルールが適用されているのかどうかもよくわからない状況だというふうに思います。また、いろんな中で見てみると、例えば、太陽光発電を設置する場所によっては、例えば農地であったりとか都市計画区域であったりということであれば、町側に届け出をする必要があるというようなことだと思います。

例えば、農振にかぶっているところであれば太陽光は設置できないよとか、耕作放棄地、遊休地も太陽光を設置する場合には届け出が必要になるということでの把握だと思うんですが、その辺いかがですかね。農地に太陽光発電をつけるときにはやはり届け出が必要になってくるんでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

農地であれば制限かけられるかということなんですけども、農地でありますと、先ほどからありましたように、まず、農振農用地等であれば除外の手続が必要になります。また、農

振がかぶっていない農地であったとしても、農地転用という手続をとらないと農地に関しては太陽光パネルの設置は行えないようになっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 次に、都市計画区域ということなんですけど、都市計画区域に太陽光パネルを設置するというのは、これ届け出が必要になってくるかどうか、お尋ねいたします。

○建設課長（大山 幸男君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

太陽光自体が建築基準法上の建築物には該当しないため、開発許可の届け出が不要であります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ちょっといろいろ見ますと、都市計画区域につくる場合は確認審査いらないということなんですけど、太陽光パネルの下に、例えば倉庫だったりとかそういった部分で活用するとなると建築申請が必要になってくるというようなこともあるんですが、それはいかがですか。

○建設課長（大山 幸男君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

土地に自立して設置する場合については該当しないわけなんですけれども、屋根の上につけるとか、壁の下の空間が用途に行い、用途に該当する場合には建築物ということに該当することになっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ガイドラインと、国が定めたガイドラインと各自治体にあるそういった関係法令でしか今のところ太陽光パネルの設置を規制といいますか、監督する部分はないということであります。

そんな中で、先ほどもありましたように、住民トラブルということなんですけど、太陽光に関して、これまで町民なりからそういった苦情、太陽光に対するものがあつたかどうかお尋ねをいたします。

○環境水道課長（篠原 浩君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

太陽光関係で苦情等があつたかとの御質疑でございますが、環境水道課として届いた苦情としましては、パネル設置に伴いましたの雨水、排水の苦情でございますが、これは、雨水による浄化槽の排水がおかしくなった、そういった部分であったり、ごみ不法投棄、その部分に対するごみ不法投棄の苦情が届いている現状がございます。

ほかの部署でも確認しますと、排水関係であったり土砂流出等の苦情があるように聞いているところでございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 先ほどもふれましたけれども、今年の台風ですね、パネルが暴風によって飛散して、庭、そして家に直撃をしたということがあって、私、今この現場に行

ったんですけども、すごい光景でございました。実際このトラブルがあっております。全国的にもこれはあっているようでございますが、そのときにいろいろ何ができるんだろうということだったんですけど、結局、当事者同士の解決でしか方法はなかったんです。

この太陽光発電の特色といいますか、実際にそこに人はおりませんので、実際にどこの誰がやっているかとわからない。そして、土地の所有者と実際に設計する人、その、そしてまたそのオーナーという非常にばらけております。

実際ことがあったときに、誰に言うかということなんですが、実際その事例でいくと、そこに設置をした業者が対応したということだったんですが、しかも、これもいろいろな対応をお願いしてしぶしぶだったというようなことであります。結局はその土地のその所有者、オーナーには結局はその情報はいっていないような話でございました。こういったことを私はあってはいけないんじゃないかなというふうに思います。

いろんな太陽光ではないトラブルということもそれはありますけども、やはりこの太陽光に関しては今、国も動いているということもありまして、そういったこと、どこの業者が設置をしているかということは、私は、町なりは把握すべきではないかなというふうに思っております。

いろいろ太陽光を、私もこの質問をするに当たって町内を見て回るんですけども、いろいろこの太陽光に関しても発電レベルですよ、例えば、20キロワット以上であればいろんな、何ていうんですかね、表示義務であったりとかいろんな柵をしなくちゃいけないとか、そういった部分が出てくるようです。50キロワットになると電気工事主任届だったかな、ちょっと詳しくわかりませんが、そういった小型発電の扱いになってくるという、ちょっと難しく、部分もあるかと思えます。

しかし、その表示義務もない10キロワット未満とかでもあるんですけども、実際回ってみると、本当にこれ誰がつくっているんだろうというようなこと、あとパネルの角度も大事なので、盛り土を、簡単な盛り土としてパネルを設置しているだけと、周りには柵も何もないという状況であります。中に入るわけにはいきませんので、外からを見る限りは、どこの誰がやっているかもわからないとこがあります。

一方では、しっかりと法令を守って表示義務を果たして、しっかりと太陽光発電をされているということもございますので、一概に太陽光設置に関してどうこうということはないんですが、そういったひとたび何かが起こったときにどこに行ってもいいかわからないということ、非常に問題だと私は思っております。

今、先ほどありましたようにフィットですよ、買い取り、固定買い取り制度が2019年もないといって終わりを迎えるということがあります。これは10年の買取期間が2019年で終わるといことと、産業用ですよ、固定買い取りが20年というのもあります。そして、その後にはやはりその後、パネルはどうするかという問題もあります。先ほど町長がおっしゃいました廃棄の問題です。これガイドラインを見ると、廃棄のための費用を設計に盛り込んで

そこで積み立てをしましょうというふうにはなっていますが、実際にその積み立てをしているところ、してないところもあるというようなことも、いろいろ調べるとあります。実際、そういった問題をはらんでいるということは、この太陽光発電には、私はあるというふうに思っております。

買取価格が下がるから、下がっているから、今18円ですかね、当初42円だったのが今18円ということなんですが、今後、太陽光パネルの設置は、まだ進む、増えるとお考えなのか、ちょっとお伺いを、町内においてお伺いをいたします。

○環境水道課長（篠原 浩君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

今後の町内の太陽光設置が増えるかどうかということの御質疑でございますが、先ほど、議員も言われたように、固定価格買い取り制度が施行された当初は、買取価格は40円代ということで、2019年では10キロワット以上500ワット未満では10円プラス税というような形になっているのが現状でございます。

売電価格は大きく落ち込んでいるわけでございますが、その反面、太陽光設置に関する経費も最初と比べるとかなり安価になってきていると聞いております。その中で、今後の設置の動向を予測するのはなかなか困難な部分もございまして、面積要件的に小さな案件、そういった部分は今後も設置はあるものというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 今現在、パネルを設置しているところも何箇所かございます。今後もそれは変わらないんだらうと、数の大小あれど変わらないんだらうというふうに思いますし、かたやパネルが載っていないくて草が枠だけ残っていて、雑草が生えているというところも実際にはございます。

未然にトラブルを防ぐということと、実際にあったトラブルということもありますので、私は、何らかのルールはこれは必要だというふうには思います。

くしくも新富町は今議会、12月議会に設置を規制する条例を提案しております。見ますと、土砂崩れなど災害、景観や自然環境を維持するという目的で、町長の同意を得るといようなものになっております。

ほかの自治体の例を見ますと、調和を図る条例ですよね、住民調和だったりそういった自然との調和を図る条例、景観、維持のための条例、設置を、そういういろんな角度からの条例で対応しております。

先ほど、いろんな自治体の取り組み等見てということですが、一律に太陽光を規制するというふうに私も思っておりませんが、少なくとも町が届け出を受ける、そして何かトラブルがあったときには情報提供なりその設置者が責任を持って対応するというようなことを、これはルールづくりとして構築しておかないと、いざこんなところに太陽光発電だというふうなところでトラブルになったりとかしないようにしていただきたいというふうに、私は考えております。

それがガイドラインなのか条例なのかということなのですが、私はしっかりとした条例の中で届け出、同意を受けるというものが私は必要になるというふうには考えております。

時間もちょっとあれですが、最後になります、条例なりガイドづくりに対して、今一度、お考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○町長（日高 昭彦君） お待たせしました。内部的には、実は現状として詳しい計画、検討しているわけじゃございませんが、今後これ確実に出てくるであろうという予測をそれぞれ自治体も持っていると思います。未然にやっぱりそういう対策は必要になってくると思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議員（中村 昭人君） ぜひお願いいたします。先ほどありました廃棄の問題等もありますので、これは先の起こり得る問題としては、ある意味わかっているようなことでありますので、しっかりと対応ができるものをしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） 日程第2「議案第76号川南町行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第76号ですが、補足説明で、来年から実施を予定している印鑑登録証明書のコンビニ交付がこの条例の対象となりますということでございました。それが一つ。

それから、住民票など国の法令に根拠を置くものにつきましては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、これによって既に対応することが可能となっておりますという説明をいただきました。つまり、これをそのまま理解しますと、来年の2月から印鑑登録証明書、そして住民票などのこの関係ですね、戸籍の関係の証明書が発行されるということになるのかが1点。

それから、当然手数料の関係も出てくると思うんですが、窓口発行に比べて、少なくとも素人感覚では同じではないというふうに思うわけですが、その発行手数料がどのようになるのか、それが2点。

それから、手続をするコンビニですね、これは北海道から沖縄まで、当然コンビニあるわけですが、その、さまざまな条件があると思うんですが、どのようなコンビニで発行手続をすればよいのか。

以上についてお伺いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

まず1点目ですが、法律によって手続等が定められているものというのと、条例上でその手続等を定めるものとございます。印鑑登録証明にしましては法令がありませんので、市町村の条例で定めるということになっております。ですので、この条例を定めるか印鑑登録証明条例の中にそのような文言を入れて、運用できるようにするのかという2つの手段があ

るわけなんですけれども、今後この条例を制定することによって印鑑登録証明だけではなくて、各種手続等で電子申請が可能となるということを想定しておりますので、総務課のほうでこれは一括して条例を提案していただいたというふうに認識しております。

2点目ですが、コンビニ交付の料金の件です。これについては、さまざまな考え方がございます。一般的には、原価計算という方法をとります。1枚発行するのにどのくらいの経費がかかるのかということで、窓口発行の場合でありますと、住民基本台帳とか戸籍も含めてですけれども、それにかかわる職員、この職員も若手の職員と年配の職員等で人件費に差がありますので、そこは平均の給与、手当等も含めてですね。あとは機器の委託料、賃貸借料と1枚当たりどのくらいの時間を要するかと、そういうものを管理して、最終的に金額を設定することになります。

今、窓口では300円が非常に多いんですけれども、まあ世帯票については350円と、コンビニ交付についても、実際には人件費がかかりません。御本人が申請をして、御本人様窓口でとることになるわけですので、単純に導入経費と機器の賃借料と普通のデータを保存管理する、窓口と同じような機器の賃貸借、そのあたりを含めてほぼ同等の金額になることから、金額については窓口と同等の金額を現在では設定をしているところでございます。

あと、コンビニがどこで使えるのかということですが、一応、セブンイレブンとかローソンとかファミリーマートとか主要なコンビニエンスストアでは使えます。

こういうシステムについては、もう先進的な自治体についてはもう既に導入しておりますので、コンビニのキオスク端末に、うちがそれに乗っかっていくという形をとりますから、一応、全国約5万3,000店舗というふうには言われておりますので、そこで利用できるというふうになります。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。

それから、この条例は令和2年2月1日施行予定というふうに伺いました。ただ、先ほど一般質問で同僚議員が質問した際には、印鑑登録証明書であったかどうかは別にしまして、令和2年の2月3日から発行可能だというふうな話だったと思うんですが、ということは、恐らく、先ほどちょっと調べましたが、2月1日が土曜日なんですね。2月3日発行が可能ですよという曜日が月曜日なもんですから、その月曜日からということなのか。

ただ、考えてみますと、コンビニで発行手続ができるということであれば、極端に言いますと、365日、曜日関係なく24時間手続ができるもんだなというふうに私は何か思うんですが、当然、対象となる官庁が開いていないとだめなのかというのが一つ。それから、当然、コンビニで何かしらの機械を使って手続をするわけでしょうから、コンビニで手続する際に何の条件があるのか。例えば、マイカードか、要するに個人番号カードが必要ですよと、それだけでいいのかどうか、そこ辺をお伺いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

まず、2月3日からでなくて2月1日でもいいんじゃないのではないかというふうなところですが、今現在、あくまでも2月3日予定ということで作業を進めているというのが、まあテストとかも含めてそのぐらいになるだろうということですね。もしかしたら1日から可能になるかもしれませんし、3日を過ぎることになるかもしれません。ですので、一応予定として2月3日に向けて準備を進めているというふうな答弁をさせていただいたところです。

条例の施行日については、そこを踏まえた上で2月1日付の施行にしておく、その後は可能になるだろうということから、このような日にちの設定をしているというふうに解釈しています。

2点目ですが、コンビニエンスストアでどのような手続とか何か必要になるのかということなんですが、画面は非常にシンプルです。皆さん、コンビニエンスストアでのATMでお金をおろされたことがあるかと思うんですが、あれと同じような感じで、タッチパネルに行政手続というもののメニューがございます。そこを目次としていただくと、あとマイナンバーカードを置く場所というのがあるんですけども、ATMでいくとカードを差し込むことになる場所というように、同じようにカードを置く場所があります。そこでお住まいの住所地についてサービスを提供しているかどうかというのは、オンラインでそこで確認がされていきます。

お住まいの住所というのがサービスのタッチパネルの中に出てくるんですね。そこをポチッと押しますと、現在やっていけばそこからメニューが展開されていくと。実際には川南町今やっていませんので、取り扱いできていませんというふうなわけなんですけど、実際にそこで先に進んでいきますと、その先、暗証番号とかあとはもうお金ですね、必要な部数、そういうものを選択して、最終的には発行されるという仕組みになります。

ちなみにその暗証番号なんですけれども、マイナンバーカードを取得した際に4種類ほど暗証番号を設定していただいたかと思います。一つはちょっと長いもの、残り3つは4桁の数字だったと思うんですが、2番目の4桁の数字を覚えていただければそれで利用が可能になりますので、ATM感覚で利用できるというものでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 最終的に確認します。要するにマイナンバーカードさえあれば手続できるということですね。わかりました。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この76号の条例ができることによって、コンビニで簡単にできるということになれば、今度は役場内の職員の業務の軽減ということにはつながるんでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

町民の方がよく利用するタイミングというのは、週明け、月曜日に業務が集中することがよくあります。要は役場が開いていないときに証明書がとれないので朝一で来られて、証明

書を取得して職場に戻ったりとか、そういう部分では、業務の集中というのがちょっとは緩和されるのではないかと。それによって、当然起こってはいけないんですけれども、ミスが軽減できたりとか、あとはどうしても窓口に来られるお客様、住民の方はそれぞれ御自身のいろんな手続上で必要なものが何かわからないケースというのがよくございます。それにしっかり、じっくりと話を聞いてどういった要件でこれだったらこういう証明書とかこういう写しが必要になりますよということで、しっかりと話をすることが、もっと時間がとれることができるのではないかなというふうに考えています。最終的にはそれが負担軽減につながるのかなというふうには思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 軌道に乗っていけば、将来は職員の負担軽減につながるというふうになるんでしょうかね。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

将来的にいけば、少しは軽減にはつながると思います。完全に楽になるということにはならないと思いますけれども、コンビニ交付を利用する方がふえてくることによって、今度は別の業務とかより知識の深堀をすることによって、住民にまたさらなるサービスを提供できるようにはなると思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は総務厚生常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

○総務課長（新倉 好雄君） 議案第76号川南町行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する条例を定めるについて、先日、補足説明の中で、条例の施行日につきまして、私のほうがコンビニ開始予定日前の令和2年2月1日と定めるものだというふうに説明させていただいたんですが、正しくは令和2年1月1日でございました。おわびして訂正させて

いただきます。申しわけありませんでした。

○町民健康課長（米田 政彦君） 先ほど、川上議員から議案質疑でいただきました答弁の中で、令和2年に2月1日からというふうに答弁しておりましたけども、正しくは1月1日からの誤りでございました。おわびして訂正いたします。

○議長（河野 浩一君） 日程第3「議案第77号川南町総合計画条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第78号川南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第79号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第80号川南町保育所条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第80号につきまして、川南町立番野地保育所についての令和3年の4月1日を目指した条例の提案でございますが、休園することなく移譲ということで社会福祉法人の敬神福祉会に決定しておるといふ話で、休園することなくそちらの移譲を目指しているということでございますが、中身につきまして、番野地保育所から民営化されることで児童の増減等がありましたら教えていただきたいと思っております。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの竹本議員の御質疑にお答えいたします。

番野地保育所の民営化につきましては、現在の定員50名、民営化いたしましても定員50名でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 保育所の民営化に当たりましては、いろいろ過去の調査をしてみますと、民営化することによって法人先の手に移るわけなんですけど、その場合に、職員の採用等は、もちろん法人の中であるわけですけど、町の意向として、やはり町といいますか、この川南町内の施設としてやっぱり指導していただきたい。特に、保母さんの採用等によっては、やはり町の意向として町内の雇用に努めていただきたいというふうに思っています。

今回につきましては、町内の法人ですから、そこあたりはうまくいくだろうというふうに思いますが、町長のほうから指導方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

一言お願ひします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、一応子供たちの将来を地元の町民とともにしっかり見守っていききたいと、議員の言われるとおりに頑張っていきたいと思っております。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この第80号で、おもての方はわかるわけじゃけど、番野地保育所を削って、これ改正法はもう変わらん、中央保育所だけになつとるんじゃけど、これ裏面を見ると番野地の児童プールの項を削るちやあるけど、ここはねえっちゃけんども、ねえとをどんげやって削っとか、その農村公園も、10何ぼあるわけじゃけど、その中からこの番野地農村公園を削るわけだけど、この削ったなんがねえっちゃけんども、こんげな何かしよつたらわからんっちゃけんどもよ、この農村公園を廃止するわけなんじゃけども、これどのよう理解すればいいかわからんじゃけど、やっぱりていねいにこう議案ちゅうもんはつくつて出さんならんちやねえね。この公園は公の施設じゃから、削った後、農村公園を廃止した後、何か使うと思うけど、こういうやり方、農村公園の条例としては廃止せんにかいかんちやねえね、これは。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の議案第80号川南町保育所条例の一部改正についての附則についての御質問かと思っておりますが、主たる目的は川南町保育所条例の一部改正で番野地保育所を廃止するものでございますが、補足説明にもありましたが、その後の民営化に伴う保育所の維持について、関係す

る底地の部分、条例に載っている部分について、現地のほうが児童プールと農村公園がありますので、その部分について条例の項を削除するものでございます。

内容につきましては、各それぞれの条例を供覧していただかないとなかなかわかりづらい附則にはなっておりますが、それぞれの条例の、関係する条例の項を削るものでございます。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） このおもてを見ると、そのままわかるわけだけど、裏と次のように改正するけど、次のなんがどんげして改正しちゃっとかわからんけど、おもてはわかるわね、この児童プールと農村公園の2つの条例は、この保育所条例じゃねえかいよ。やっぱりいねいにしたほうがわかりやすい、したほうがええとやねえかと思うちゃけんよ。

○総務課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

御意見、御質問にありましたように、確かにわかりづらい、わかりにくいという面におきましては、そういう面があるかと思いますが、条例整備上につきましては、新旧対照表にあわせて、附則として改めを設けるものでございますので、条例の提案上としては支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） これも予算じゃねえかいなんじゃけんどん、町民が見た場合、次のように改正するちゅうてどうして改正しているかわからんちゃかいよ。議案の公開の原則ちゅうとがあるわけじゃかいよ、公開して、住民に公開してどんげして改正しとるのかつてわかるごつしとらなよ、やっぱりわりっちゃねえかしらんとこがあつとよね。その誰が見てもわかるようななんじゃないとよ、基本的にそういう透明性の高いようなことしとらんなよ、いかんちゃねえかしらんとするたもんじゃかい、質疑したとこです。

○議長（河野 浩一君） 総務課長、どうですか。この説明では納得いかないという児玉さんの質問だと思いますけど、そうですね。（発言する者あり）

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

附則の2、3についてだと思いますが、一部を次のように改正するという次の行に、第2条の番野地児童プールを削除する、また第2条の番野地農村公園の項を削るというふうに載せておりますので、そのように改正するという意味で附則を改めておるものでございます。

あと、最初にありましたように、なかなかわかりづらいという分につきましては、新旧対照表がついておりませんので、そういうふうには受けとめられているのかなと思いますけど、条例の提案上としては特に問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会

に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第81号川南町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第82号川南町公民館条例の廃止について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第82号川南町公民館条例の廃止についてお尋ねいたします。

この議案は、現在社会福祉協議会の事務局が入っている公民館が総合福祉センターが建設されることに伴い、取り壊しになるために廃止されるものでありますが、現在の公民館は実質的には2階部分の会議室等の貸館事業にとどまり、生涯学習センターにて公民館機能を果たしていたのではないかと認識しています。

本来なら公民館に社会福祉協議会が入った時点で場所の条例を改正すべきだったと思いますが、役場職員OBとして反省をしております。

公民館条例は、社会教育法第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとあります。社会教育法第24条は、市町村が公民館を設置しようとするときは条例でうんぬんとありますが、公民館を設置するという意義がいかに関重要かというところを見過ごしているのではないかと思います。

公民館は、社会教育法第20条にうたわれて、公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために実際、生活に即する教育、学術、及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

この第20条に掲げている公民館は、社会教育法第30条にうたわれている国及び地方公共団体の任務として、国及び地方公共団体はこの法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の省令に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布、その他の方法により全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際、生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない、第2項、第3項とあり

ますが、第3条と第20条はこの社会教育法の中核条項であり、一度も改正を受けていない部分であります。平成10年9月の生涯学習審議会答申も地域共創、地域で共につくるということで、地域共創の課題をその中心としての本条、すなわち第20条公民館の目的に託しております。

2019年版、社会教育法解説書によると、近年、専任専門職員の配置を要件としないコミュニティセンターの設置や各種の民間カルチャーセンター事業が多く見られ、住民の学習機会が拡大しているが、参加と自治を運営原理とし、職員必置を必要とする教育文化施設としての公立公民館が住民の学習権保障の上で持つ意義には重要なものがある。世界成人教育会議でも再注目されており、公民館はその典型とみなされているとありますように、いかに公民館というものが重要なのか理解できます。

町は公民館条例を廃止して、コミュニティ施設設置条例をその代替と考えているようですが、その趣旨は地方自治法第244条第1項の規定に基づき、川南町コミュニティ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとあります。

地方自治法第244条の2第1項は普通地方公共団体は法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほかということで、立派な社会教育法があるのに公の施設という形で捉えられて、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとうたっております。

公民館条例は、社会教育法を根拠にコミュニティ設置施設条例は地方自治法を根拠に設けられていますが、コミュニティ施設は、公民館別館を指しています。公民館条例が配置されると別館という言葉は正しくないというふうに考えます。

前回、一般質問をさせていただきましたが、公民館条例を廃止するのではなく、改正という形で現在の6つの別館を公民館と位置づけてという考え方はなかったのか、もしくは自治公民館条例という形で、より具体的な内容にかえていく検討をされたのか、議案第82号公民館条例の廃止に当たって質問をさせていただきます。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

公民館は、今米田議員がおっしゃったとおり、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とされておりまして、その事業の中身としましては、定期講座や講習会、図書の閲覧のコーナー、資料の展示、体育レクリエーション等の集会等の開催というのが具体的な事業となっております。

現在、社会教育の推進としまして、中心的に行われているのは、生涯学習センターを中心に行っておりまして、公民館とか農村センターや文化ホール、図書館などの会議室等も使うこともございます。それより公民館の事業につきましては、同じような事業を生涯学習センターや各施設を、公の施設を使って十分実施しているというふうに認識をしているところでございますので、公民館のかわりが別館というふうな考え方はいたしておりません。

以上です。

○議員（米田 正直君） この文書をつくるに当たって、ちょっと私も考えたわけですが、公民館を6つの別館を、今別館と言われていましたが、自治公民館を、公民館と位置づけるのはなかなか厳しいものがあるというふうに思いますが、生涯学習センターを、先ほど言われましたように、公民館機能、社会教育法でいう公民館機能を果たしていただいて、実質的には活動する場としては自治公民館、今の別館6つあるわけですが、地域公民館のほうでやられると思いますが、この根拠条例がコミュニティー施設設置条例というのは地方自治法の第244条の2ということでやられておるわけです。立派な社会教育法があるのに公民館という形での社会教育法の第20条で定めておる公民館機能というのをどこかでやるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしたところでございますが、社会教育法に期待されております事業等につきましては、何て言いますか、場所の問題ではなくてソフトとしましては、その機能を有する施設であれば実施できるというものでございますので、公民館の建物がないとできないというようなものではございませんので、公民館が設置されました昭和45年には生涯学習センターも文化ホール、図書館もなかったわけございまして、その後、そのような社会教育施設等が充実されてきているというところで設置された時期等は随分環境としてはよくなっていると認識しておりますので、残った施設のほうで十分対応できるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議員（米田 正直君） 確かに施設が社会教育法でいうそういった活動をする場だけではないということでございますけれども、住民が身近でいろんな学習をできる、場所の提供とか、そういったことを考えると、自治公民館は素晴らしいものだと、別館は身近な社会教育施設だというふうに思いますけれども、その捉え方が、地方自治法の244条の2、公の施設という形で捉えられておられるようです。これを、やはり社会教育法でいう公民館、自治公民館類似施設でも構いませんけれども、そういった形で社会教育というのをもう少し前面に出していただきたいというふうに思っております。

考え方はわかりましたので、以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗君） 82号について質問させていただきました。

町長の提案理由では総合福祉センターをつくりますので、現在の公民館はなくしますよと、物理的にそうなるのはわかるわけですが、同僚議員が今申し上げましたように、社会教育法でいう、機能を持った施設、課長の説明では改善センターなり生涯学習センターで十分果たしていますよという御答弁のようですけど、全国的に見てみますと、市町村で見ますと、自治体の90%には公民館という施設があります。もちろんそこには公民館主事なりが配置されているようでありまして。残りの10%についても名前は異なりますけど、例えば、都会に多

いようですけど、市民センターとか区民センターとか違う名前でも同様の公民館社会教育法という、社会教育の推奨に必要と認める施設としてつくっているようであります。

ソフトも含めて十分課長は機能を果たしているからこのままでいいんだよという御説明ですけど、では、教育委員会には、建物には、公民館には公民館主事、教育委員会事務局には社会教育主事というのが必置になっているはずですけど、川南町の場合はどうなっているのでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

公民館主事のほうは、置くことができるとなっておりまして、本町の条例を見ていただいてもわかるように、置いていないという状態でございます。

それから、社会教育主事につきましては、確かに法律上は置くことが必置のような書き方がされておりまして、以前、県の教育委員会のほうにどうだろうかという事で問い合わせをしたことがございますが、現在は、置くことを進めて、強く進めているわけではないというようなこと、回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 課長、法律の見方のいろはをここで議論するつもりはありませんけど、確かに社会教育主事の設置をできた当時は、じゃあ必ずから置きなさいということは、市町村確かに無理な状況はございました。資格が必要ですので、人を配置すればいいというものではありませんから、研修も必要ですから、当分の間はその間は猶予しましょうということだったというふうに、法の趣旨はそういうふう書いてあります。

川南町においては、それ以来ずっと置いていたわけです。そして、現に多分資格を持っている職員もおるかと思えます。それなのに設置をしない、法律では設置をするとなっているのに、設置をしなくてもいいんですよというのは、社会教育機能は十分果たしていますというのは、ちょっといかがなものかと思えますけど、どうでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） 社会教育主事につきましては、近年から置いていないというわけではなく、ずっと以前から置いていないのではないかと、ちょっと調べてはいないんですけども、私の知る限りでは、置いているといった文書を見たことがございません。もちろん、これからも設置しないというわけではなく、近年も研修をどうだろうか、ふさわしい職員はいないんだろうかということで検討していることもございますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 課長は多分おわかりなんでしょうけど、社会教育の推奨というのは、施設を整えるだけでなく、そこで企画立案をして講座を開くなり、地域に出向いて、地域から要望があれば一緒になって地域の活性化なり講座を開いたりするのも、大きな仕事だと思います。それを担うのが社会教育主事であり公民館主事だと思うわけです。

確かに、私言い方がまずくて、公民館主事は必置にはなっておりません。ただ、社会教育

施設については必置です。法律上は必置です。これは、市町村は理由をつけて猶予をするようなことじゃなくて、資格を持った職員もおると私は理解しておりますので、どの課にいらっしゃるかは知りませんが、早急にやろうとすればすぐにできることです。すぐに配置されることを、ちょっと議案質疑と離れたところになりましたけれども、この公民館条例を廃止するに当たっては、新たな、場所はかわってもかわらないと思うんですよ。条例は、名前はひょっとしたら公民館と異なるかもわかりませんが、施設はやはりちゃんと条例でうたうようにすべきではないかと思います。いかがですか。

○教育課長（大塚 祥一君） 公民館として設置すべきではないかということによろしいですか。

○議員（養原 敏朗君） 公民館条例がベストですけど、もし名前が変わったときも類似施設みたいな条例をつくるべきではないんでしょうかという。

○教育課長（大塚 祥一君） 公民館につきましては、必置の施設ではないということで御理解いただいているかと思いますが、現在、生涯学習センター、文化ホール、図書館につきましては、条例で設置しておりますので、そのような社会教育の施設ということで条例設置をさせていただいております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9「議案第83号工事請負変更契約締結地域活性化拠点施設建築主体工事について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 工事請負契約についてですが、これは11月の臨時議会で多分、数字でいえば10%になったかいつちゅうことで契約を変更して議会が議決したわけですが、あれとすると、あのとときの契約、議案とすと674万3,000円増額をしたという議案になるわけですか。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

今回の変更契約の内容につきましては、建築主体工事のほうですけれども、内装材の材料の変更とコンテナハウスにおきましては、開口部の増であったり、外構工事におきましては舗装を、アスファルト舗装から透水性舗装へ変えたり、コンクリート舗装の数量がふえたり

という工事内容の変更で674万3,000円増額となったものでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 児玉助壽君、マイクを使ってください。

○議員（児玉 助壽君） これは、工事の変更した関係でこういう金額になったというわけなんですか、ちゅうことは、これは、今回のこの予算で変更部分の工事費は計上されておるといことですね。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第10「議案第84号工事請負変更契約締結、地域活性化拠点施設機械設備工事について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第11「議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）について、20ページから21ページでございますが、商工費、商工業振興費、報償費のうち7,090万円についてお伺いたします。

くみあいチキンフーズへ土地取得奨励金5,000万円、企業立地促進奨励金2,000万円が計上されていますが、この会社への固定資産税の賦課及び法人税等について、年間どのぐらい見込まれるのか、また賦課についてはいつごろからされるのか、また納税猶予期間等があるのか。

それから、MTCへの企業立地促進奨励金90万円と、提案理由の補足説明でありましたが、どういった会社なのかお尋ねをいたします。

もう一点、同じページだと思いますが、観光費、需用費、消耗品費100万円について、提案理由補足説明で、地域活性化拠点施設のオープン記念ノベルティ製作費という難しい用語が使われていますが、要するに記念品として理解してよろしいのかお伺いいたします。その際に、記念品はどのようなものか、また配布対象者は誰なのかお尋ねをいたします。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、これらの企業に対する税金がどのくらいになるの見込んでおられるのかという御質問かと思いますが、まず、くみあいチキンフーズにつきましては、土地の評価はもう算定しようと思えば可能ですけれども、家屋につきましては、県のほうからの評価情報が3月ごろに来る予定となっております。また償却資産につきましても、申告はこれからの状態でございますので、今現在、固定資産税はどのくらいになるのかというのは、まだ見込めない状況でございます。

また、MTCにつきましては、川南町企業立地促進条例に基づきます固定資産税の課税免除が平成29年度から令和元年度までとなっております。今年度までの固定資産収入はございませんが、令和2年度以降、約50万少々の固定資産税が入るのではないかとこのふうに見込んでおるところでございます。

法人税につきましては、ちょっと今確認した資料が手元にございませんで、また確認してお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質疑にお答えをいたします。

MTCとはどのような会社なのかという御質疑でありましたが、俵橋にございます食肉加工処理業の事業所でございます。

それから、消耗品費の100万円、ノベルティとは何かということでございますが、ノベルティというのはオープン記念の記念品ということで御理解をいただければと思います。

それで、また記念品については検討中なのでございますが、大体500円程度のものを2,000個つくりまして、オープニングイベントのとき来場された方にお配りする考えでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（菱原 敏朗君） 議案第85号について質問いたします。

19ページ、6款1項7目工事請負費ですけど、排水路補修工事浪掛地区となっておりますけど、どんな内容なんでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） 先ほどの質疑にお答えいたします。

こちらの工事が追加しております269万5,000円ですけど、以前6月に浪掛地区のちょっと傾斜があった土地なんですけど、排水路の工事ということで計上させていただいて、決定いただいたものがあつたんですけど、こちらの工事を実際、着手したところ、非常に傾斜が険しい場所で、どうしても仮設道をしっかりとつくらないと工事が安全に行えないということ

で、その分の追加でということで、今回工事請負費のほうを追加しております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 議案第85号一般会計補正予算（第5号）ですね、16ページから17ページになります。2款1項ですけども、5目の財産管理費、6目の企画費ですが、公有財産購入費ということで440万8,000円、それから2,115万7,000円と2つが上がっております。説明では、効率的な行政システムづくり、施設管理費の効率化ということ。ただ、土地購入費ということで、同じ説明文になっております。そして、その下段の企画費のほうは、国庫支出金ということで、これ地方創生推進交付金のことかというふうに歳入を満たすようになるんですが、50万円。この関係で、土地購入費ですからこれどこなのか、何のためなのか、そしてなぜこの目が違うのかと、この辺をちょっとお伺いします。

○総務課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

2款1項5目の財産管理費の中の公有財産購入につきましては440万8,000円、これにつきましては、建設計画中の総合福祉センターに隣接する役場北側入り口の確保のために隣接する宅地215平方メートルを購入予定しているものでございます。ちょうど役場の北側入り口に隣接する土地になります。

以上でございます。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。

2款1項6目の土地購入費の2,115万7,000円であります。勉強会のほうでも一度お話をさせていただいておりますが、場所は、トロントロンドーム駐車場の北側になります地区は垂門になります。その土地の取得になります。

何のためということではありますが、平成27年の総合戦略におきまして、定住住宅を提供することを目的として、民間活力の定住住宅設置事業ということで位置づけをしまして、若者が定着しやすい環境を町中につくろうという目的で土地の選定を行ったところであります。

そういったことから、先行的に隣接する既存住宅の駐車場、そしてスポーツイベントの駐車場等に利用しながら、全体的な計画を今後立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） わかりました。ただ、この今言われました、山本課長のほうから説明がありました部分ですが、国庫支出金の50万円については、この説明はどうなるんでしょうか、お願いします。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、川上議員の御質疑にお答えいたします。

地方創生交付金の50万円ということで歳入のほうを見込んでおります。13款2項1目のほうで50万円を見込んでおりますが、これ内容は、地方創生交付金の移住支援事業ということで、50万円ということで収入を見込んでおります。

ただ、今回の土地購入費のところは財源として出てきておりますが、システムの関係で、ここにどうしても出てくるということで、この支出とこの収入の関係は全くございません。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案85号について、18、19ページの6款農林水産費3項水産業費の1億円についてですが、水産、漁港の堤防整備っていう説明ではありましたが、余りにも大きいと思いますので、図面なんかがあれば紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 平面図が写真なんですけど、航空写真なんですけど、こちらのほうがございますので、そちらのほう、また後ほど配布したいと思います。よろしくお願ひします。

○議員（内藤 逸子君） 次の20、21ページの土木費、住宅費について100万円の住宅の修繕費が出ておりますが、これはどこの住宅かわかっているんでしょうか。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

どこの住宅と決まっているわけではなくて、退去時の修繕で費用がかかるんですけども、それがちょっと予算が不足がちになったものですから、補正をさせていただいたところがございます。特段ここというところはなく、退去したところを修繕していくということでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出を2億2,357万1,000円追加して111億7,025万8,000円となっているわけですが、昨年度も今までの予算じゃったと、それから10億円ぐらひ多くなってるけど、当初予算でも言うたっちゃけど、身の丈に合うとらんとやないかなと思うたっちゃけどよ。

このくれた分を基金繰出やら町債で賄うわけだけんど、財政が破綻せんええがなと思っどっちゃけど、そこで伺ひますが、この5ページの債務負担行為の補正であります。今回、5,000万円補正しているわけですが、補正ちゅうことは、当初でここの債務負担行為が何ぼか忘れたけど、債務負担行為をしておるわけですが、当初で。この5,000万円のその金額の根拠、補正する根拠は何ですか。

○会計管理者・会計課長（岩切 拓也君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えします。

こちらは、第3表としては債務負担行為の補正となっておりますけれど、このふるさと納税特産品としましては、1の追加ということで、今回、新たに上げるものがございます。

内容としては、ここ何年かそうなんですけれど、令和元年度のふるさと納税の受付分を特産品の発送が令和2年の4月以降に係るものが出てきますので、その分を一応債務負担行為として上げて予算を確保しようとするものです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その当初で債務負担行為をしとるはずだけんどよ、5,000万円追

加するということはその寄附収入がふえたという、見込みで、ふえる見込みもあるということで、5,000万円追加、補正したと思うけんどんよ。そういうふうに理解すればええとですか。

さきの議案、この契約のなんで設計が変更か何かで事業費がふえたちゅうことであつたけんど、これは、事業費がふえればこの予算書、PAに関するこの事業費は計上してあるはずじゃけど、これが計上しちゃねえということは、今度の見落とししかもしらんけんど、3月の補正予算で上げてくるのか伺います。

○会計管理者・会計課長（岩切 拓也君） 児玉議員の御質疑に再度お答えします。

ふるさと納税特産品に関しては、一応追加というのは、今回の議会で初めて債務負担行為の予算として上げるものでございます。

ほかに、今まで債務負担行為はそれぞれの事業上がってございましたので、この第3表としては補正という表現になるんですけど、ふるさと納税特産品搬送事業としては、今回初めて上げるということで、追加ということになります。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

PAの増額分の財源はあるのかということでございますが、当初で組んでおりました予算の範囲内での増額でございますので、財源は確保しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今回、初めてやるちゅうことは、債務負担行為ちゅうたらもう大体この5,000万円という債務負担行為をあぐるちゅうことは、毎年このこれだけ必要なちゅうことで、毎年債務負担行為することになるわけじゃがね。この5,000万円とする、債務負担行為を5,000万円とするその金額の根拠は何ですか。

○会計管理者・会計課長（岩切 拓也君） 児玉議員の御質疑に再度お答えします。

根拠といいますか、今現在、ふるさと納税、寄附を受けているわけですけども、今までの分は年度内に大体発送は終わるかと思うんですけど、年末から来年3月にかけての分はどうしても4月以降の発送になってきます。その関係で、一応見込みということで5,000万円上げておまして、その結果としましては、もしかしたらまだ3月の議会のときにその状況を見ながら変更させてもらうことがあるかと思えます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、もう今、3回終わって今回4回目じゃから、てきばきとお願いします。

○議員（児玉 助壽君） そこんどこわからんからよ。今のままじゃそのいくら寄附収入に見込んでこの5,000万円とする根拠があるはずじゃけんどんよ、寄附収入がいくら、5,000万円、債務負担行為を……（発言する者あり）委員会じゃったらほかの委員にはわからんじゃろう。

根拠がないと5,000万円ちゅう金額は上げられんとかねという、何ぼになるとねちゅうた

ら、根拠という寄附収入を、寄附収入を何ぼ見込んで5,000万円になるとねって聞きよるとよ。

○会計管理者・会計課長（岩切 拓也君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

一応、予算等にすれば、年間としては10億円予算計上しておりまして、これからの見込みとしては、12月から3月にかけて5億円ほど見込んでおります。でも、これは実際、12月から3月にかけてですので、金額は当然、増減するかとは思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、質問はやめてください。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）についてですが、ページは20ページ、21ページの商工費のこれは21ページの負担金補助及び交付金の商工会年末年始大売り出し事業補助金150万円ですが、この事業の総事業費と、それから具体的な使用目的、それからできれば他町のこの年末年始の動向等がわかれば教えていただきたいと思っております。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 谷村議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、総事業費でございますが、経過収入によりますと、収入のほうは町の補助金が150万円、商工会の一般会計の繰入金金が60万円、加盟店の負担金が150万円ということで360万円。支出の部としましては、景品費、250万円、広告印刷費90万円、折込料8万円、消耗品費1万円、通信費7万円、会議費4万円、合計の360万円ということで、事業規模としましては360万円でございます。

目的につきましては、10月1日からの消費税の増税に伴いまして、商工会のほうで商工会加盟店のほうにアンケートを実施しました。その結果、半数以上が10月と比較して景気が悪化したという声が54%ほどありまして、景気対策を打ちたいということで相談がありまして、年末年始を売り出しをして景気の刺激策をやりたいと。商品に商工会の商品券を用意されておるということで、それがまた地域内で巡回しまして、経済効果が上がるというふうを考えております。

近隣の状況につきましては、担当課で把握しておりますのは、都農町さんが年末の大売り出しを実施するというふう聞いております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） ありがとうございます。都農町の、聞いた話ですが、正確に確認しておりませんが、多額の補助が使っているんな活動が行われていると聞いております。この商工会活動につきましては、商工会活動が活発になるというのは、住みよいまちづくりの活動の一環、それから、ひいては人口減少の歯どめにもつながる商工会の活動だと私は認識をしております。

特に、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、その減税対応、10%の消費税対応、それ

から町民への貢献ということですね。この予算等については、今後も積極的に商工会を一環として、やはりその町のそういう住みよいまちづくりの一環として取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） すみません、1点だけちょっと確認で伺いたいんですが、議案第85号令和元年度川南町一般会計補正予算（第5号）の4ページの繰越明許費補正で、プレミアム付き商品券事業の1,690万円になるんですが、これは、ちょっと確認で、最初、2,300万円でプレミアム付き商品券の予算が計上されたと思うんですが、その、この還元というか、実際にどれくらいの方が交換、商品券の交換に来て、それが差し引きの2,300万円から1,690万円を引いた金額であるのかということだけちょっとひとつ教えていただきたいと思います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

現在、プレミアム付き商品券の購入状況でございます。まず、12月7日現在なんですけど、882名の方が購入をされておられます。対象者が総数で4,600名ほどおりますので、非常に少ない状況ではございます。販売枚数としましては、2万1,455枚、販売金額としましては1,716万4,000円でございます。

実際、これから3月に向けて、年度末に向けて販売をしていきますけれども、この方々が販売、ものを買われて、商店街の方々とかが換金に来られるというのが、年度過ぎて4月、5月ということで換金をされる最大を見積もったものをこの繰越明許として上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） そしたら、2,300万円のうち既に1,716万円が還元ということではないんですね。それに、2,300万円でしたよね、総額はですね。還元は1,700万円というのは10万5,000円で買った還元ですから、5,000円に対しての1,700万円ではない。

例えば、この1,690万円は今から還元する、皆さんが商品券として買われるだろうという金額がもし買われなかったら、このプレミアム付き商品券についてはどこの自治体もなかなか皆さんが購入しないということで苦戦されているようですが、そのあたりはこの金額が、これが本当に見込まれる金額という確証がある中での提案なのかなと思って確認したいんです。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

現在、販売している部分といいますのは、先ほど2万1,455枚と言いましたが、これ1,000円券でございます。この金額、これに1,000円を掛けていただきますと2,145万5,000円になるかと思いますが、それと先ほど申しました1,716万4,000円というのは、実際の購入額でございます。この差額がプレミアム分でございます。

このプレミアム分を差し引いた場合、これは恐らく年度内の換金の可能性が高いだろうと思われま。これからも販売されて換金されますが、ひょっとして最大繰越数最大の金額を上げさせていただいている、これが繰り越しであれば、年度末、これからの急激に販売が伸びても換金が遅くなくても対応できるだろうと、その金額をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 何とかわかりましたが、私もちょっと議会広報の中で、このプレミアム券を還元されていくらになるかなと思つたら、私の計算額で1億1,500万円の商品券が回るといふ感じで書いたんですね。今聞くと、結局2,140万円分しかないといふところの考えでよろしいでしょうか。いいですね、はい、わかりました。いいです。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思つますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

日程第12「議案第86号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思つますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第87号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思つますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第14「議案第88号令和元年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後2時15分閉会
